



第2次北名古屋市男女共同参画プラン
【中間見直し版】

令和5年3月
北名古屋市



はじめに



本市においては、平成30年に「第2次北名古屋市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな施策を推進してきました。しかしながら、このプランの策定から5年が経過し、男女共同参画を推進するための社会環境も変化しています。急激な少子高齢化とそれに伴う人口減少、家族形態の多様化、コロナ禍の影響など新たな課題も生まれるなど社会は大きな転換期を迎えています。

こうした状況の中で変化に対応しながら、女性も男性も全ての人が、その個性と能力を発揮し、家庭や職場、地域などさまざまな場所で活躍できる男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

こうした変化に対応するとともに男女共同参画の一層の推進を目指し、適切な施策につなげるため、中間にあたる今年度プランの見直しを行いました。この見直しにより、プランの将来像である「認めあい助けあうまち北名古屋～^{ひと}男女いきいき輝く健康快適都市～」の実現に向けて、市民の皆さまとともにプランを実行してまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、見直しを行うにあたり、ご協力いただきました男女共同参画審議会委員をはじめ多くの皆様に心からお礼申し上げます。

令和5年3月

北名古屋市長 太田考則

目次

第1章	中間見直しの基本事項	1
第2章	意識調査から見る現状・課題	5
第3章	第2次プランの成果目標中間達成度	23
	基本目標1 男女共同参画意識の醸成	24
	基本目標2 女性の活躍推進【女性活躍推進計画】	24
	基本目標3 働き方の改革	25
	基本目標4 地域における男女共同参画推進	25
	基本目標5 DVの根絶【DV対策基本計画】	26
	基本目標6 安心して快適な環境整備	27
第4章	プランの方向性	29
	(1) 将来像	30
	(2) 基本目標	31
	(3) 重点ポイント	32
	(4) プランの体系	34
第5章	計画の内容	35
	基本目標1 男女共同参画意識の醸成	36
	基本目標2 女性の活躍推進【女性活躍推進計画】	42
	基本目標3 働き方の改革	46
	基本目標4 地域における男女共同参画推進	52
	基本目標5 DVの根絶【DV対策基本計画】	56
	基本目標6 安心して快適な環境整備	60
第6章	プランの推進	67
	(1) プランの推進体制	68
	(2) プランの進捗管理	69
	(3) 成果目標	70
参考資料		73
	資料① プランの策定経過	74
	資料② 北名古屋市男女共同参画審議会委員名簿	75



第 1 章 中間見直しの基本事項



(1) 中間見直しの背景と目的

2018年（平成30年）の「第2次北名古屋市男女共同参画プラン」策定から5年が経過したことを受け、社会情勢の変化に対応し、適切な施策につなげるためにプランの見直しを行います。

(2) 中間見直しの位置付け・見直しの根拠

「第2次北名古屋市男女共同参画プラン」第1章プランの基本事項に基づきます。

(3) 男女共同参画を取り巻く近年の動向

国は、2020年（令和2年）12月に策定した「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、あらゆる分野において男女共同参画の取り組みを推進しています。

愛知県は、2021年（令和3年）3月に策定した「あいち男女共同参画プラン 2025～すべての人が生涯輝く多様性に富んだ社会をめざして～」において、「あらゆる分野における女性の活躍の促進」「男女共同参画社会に向けての意識改革」「安心して暮らせる社会づくり」の3つを重点目標に設定し、取り組みを進めています。

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）との関連



2015年9月の国連サミットでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGsは2030年までに達成すべき17の国際目標であり、その下に169のターゲット（具体的目標）、231の指標が定められています。日本でも政府・企業が積極的に取り組んでいます。

本プランの推進により、SDGsの17の目標のうち、目標5「ジェンダー平等の実現」の達成を図るとともに、他の目標の中での男女共同参画に関連するターゲットや指標にも留意していきます。

(5) プランの見直しについて

中間見直しであることから、「基本目標」や「重点ポイント」などはプランの骨格として基本的に維持し、取り組み内容の評価・中間結果や、国の動きや社会情勢等を踏まえ、部分的な見直しを行います。

(6) プランの期間

中間見直し後の2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間とします。

■計画期間

西暦(年度)	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第2次北名古屋市男女共同参画プラン	第2次男女共同参画プラン									
					見直し	第2次男女共同参画プラン中間見直し版				

(7) プラン見直しの体制

① 意識調査の実施

市民・中学生・事業所を対象に、北名古屋市男女共同参画意識調査（以下「意識調査」という。）を実施し、男女共同参画に関する意識や今後の意向等を把握し、見直しのための基礎資料としました。

② 団体ヒアリングの実施

市民団体等に対し、アンケートによる意見聴取を行い、男女共同参画に関する情報を収集、結果を集約し、見直しのための基礎資料としました。

- ・団体数：10団体
- ・ヒアリング期間：2022年（令和4年）8月15日から11月18日まで
- ・団体の特性：男女共同参画・子育て支援・青少年の健全育成・介護や高齢者支援等に関する取り組みを行う団体

③ 職員アンケートの実施

北名古屋市職員に対しアンケート調査を実施し、男女共同参画に関する情報を収集、結果を集約し、見直しのための基礎資料としました。

- ・回収数：91（女：37、男：53、無回答：1）
- ・調査期間：2022年（令和4年）8月23日から8月30日まで

④ 庁内ヒアリングの実施

北名古屋市役所各課に対し、シートやヒアリングにより意見の聴取を行い、男女共同参画に関する取り組みや現行計画の進捗評価を行い、施策立案のための基礎資料としました。

⑤ 策定会議（審議会）における審議

本プラン案について、市から北名古屋市男女共同参画審議会に諮問し、審議会からの答申内容を見直しに反映させました。

⑥ 庁内会議における審議

北名古屋市男女共同参画推進本部を中心に、見直し案について審議・検討するとともに、関係各課から意見を募り、その内容を見直しに反映させました。

⑦ パブリックコメントの実施

市民に対し、見直し案の公表、説明、意見の募集を行いました。



第 2 章 意識調査から見る現状・課題

◆意識調査の概要

市民・中学生・事業所への意識調査の結果と 2016 年度に実施した意識調査を比較した結果、次のような現状・課題が明らかになりました。

○調査期間：2022 年（令和 4 年）6 月 1 日から 6 月 30 日まで

○調査方法：市民調査・事業所調査／郵送により調査票を配布し、本人に記入及びWEB 回答を求めた。

※名古屋芸術大学学生はメールで依頼し、WEB 回答を求めた。
中学生調査／学校を通じてタブレットでのWEB 回答を求めた。

○回収結果

	市民調査（学生含む）		中学生調査	事業所調査
	18 歳以上の市民	名古屋芸術大学 学生		
配布数	1,000	—	772	200
回収数 (うち WEB)	344 (105)	66 (66)	704 (704)	81 (24)
	410 (171)			
回収率 (うち WEB)	34.4% (10.5%)	—	91.19% (91.19%)	40.5% (12.0%)
	38.5% (16.0%)			

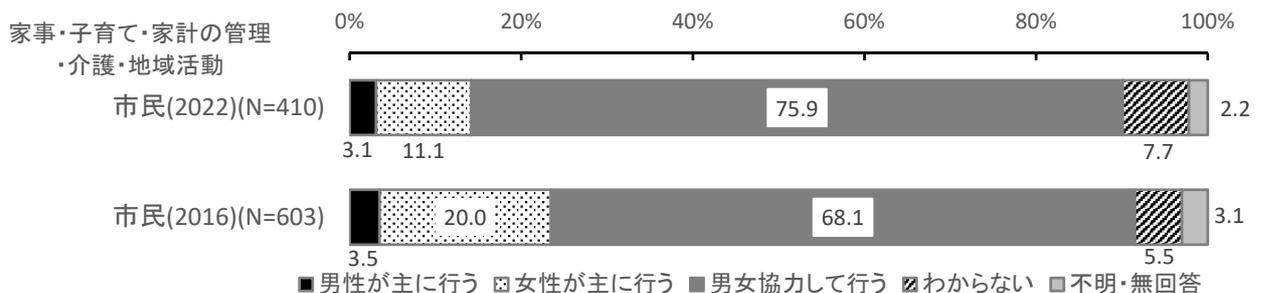
(1) 家庭生活・地域活動への参画について

市民調査における望ましい家事分担の在り方については、家事、子育て、家計管理、介護、地域活動を「男女協力して行う」とする割合は75.9%(前回68.1%)で、すべての項目で増加しています。一方、実際の家庭内の役割分担について「すべて女性が担当」または「主に女性が担当、男性は手伝う程度」の割合は、「食事のしたく」が79.5%(前回87.4%)、「洗濯」が75.4%(前回83.2%)、「そうじ」が70.4%(前回79.1%)と減少しており、改善傾向はみられるものの、依然として家庭的な負担が女性に偏っていることがわかります。

市民調査では、男女がともに家庭生活や地域活動に積極的に参画していくために必要なこととして、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も高く63.4%(前回66.2%)となっています。また、男性の育児休業の取得に対する意識について、「積極的に取得した方がよい」または「どちらかといえば取得した方がよい」とする割合が84.4%(前回70.6%)と増加しています。また、事業所調査では、過去1年間に配偶者が出産した男性従業員の育児休業取得率は30.8%(前回6.0%)と増加しているものの、市民調査の結果と比べるとまだ十分に取得できていないことがわかります。

市民調査において、男性が育児・介護休業を取得しにくい理由は、「職場に取りやすい雰囲気がないから」が70.0%(前回70.0%)と最も高く、次いで「取ると仕事上、周囲に迷惑がかかるから」で60.0%(前回66.8%)となっています。

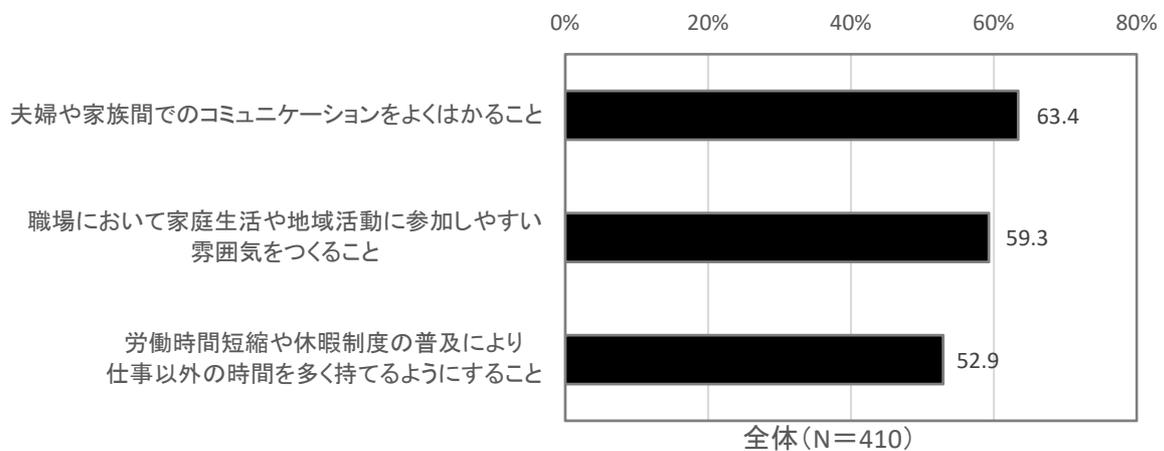
【市民調査 問2 望ましい家事分担】



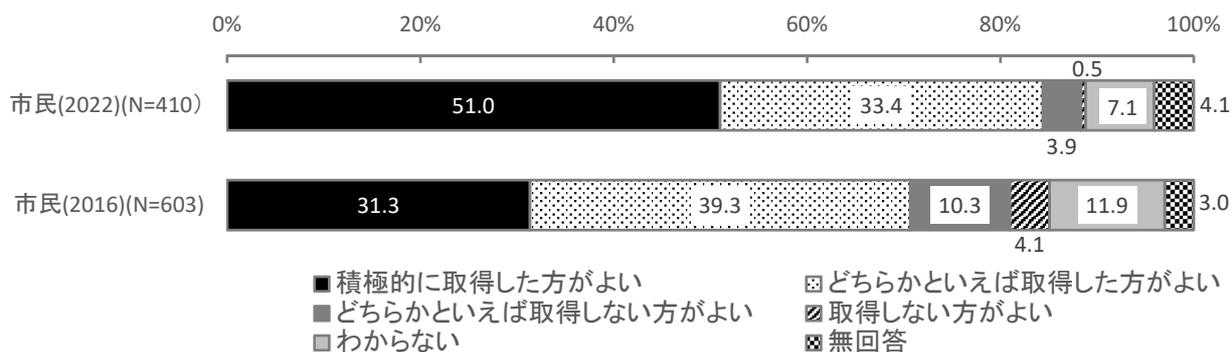
【市民調査 問1 家庭内の役割分担】



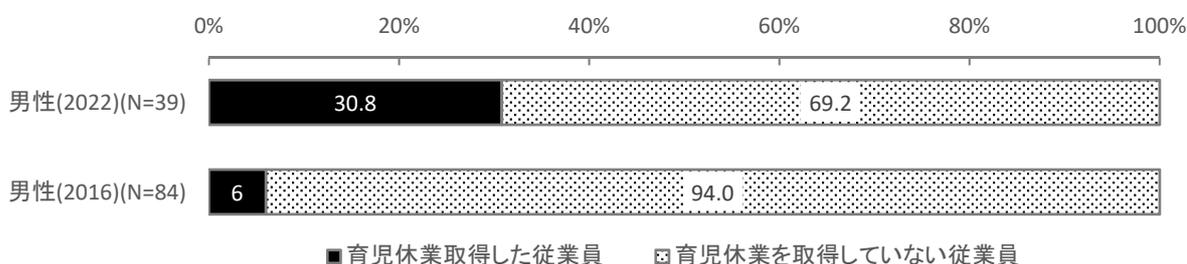
【市民調査 問5 男女がともに家庭生活・地域活動へ参加するために必要なこと(上位3位抜粋)】



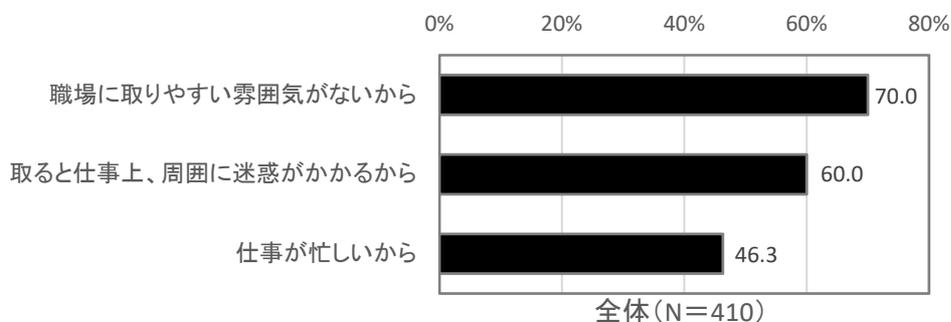
【市民調査 問6 (1) 男性の育児休業取得の是非】



【事業所調査 問8 男性の育児休業取得状況】



【市民調査 問7 男性の育児・介護休業を取得しにくい理由（上位3項目抜粋）】



【課題】

家事、育児、地域活動等の役割分担については、男女が協力して行う方がよいという認識があるものの、実際の負担は女性に多くかかっています。また、育児休業取得率は改善はしているものの、男性が希望しても職場の雰囲気などから育児休業等を取得することが依然難しい現状であるため、前回同様、職場への働きかけなどを引き続き強化していく必要があります。

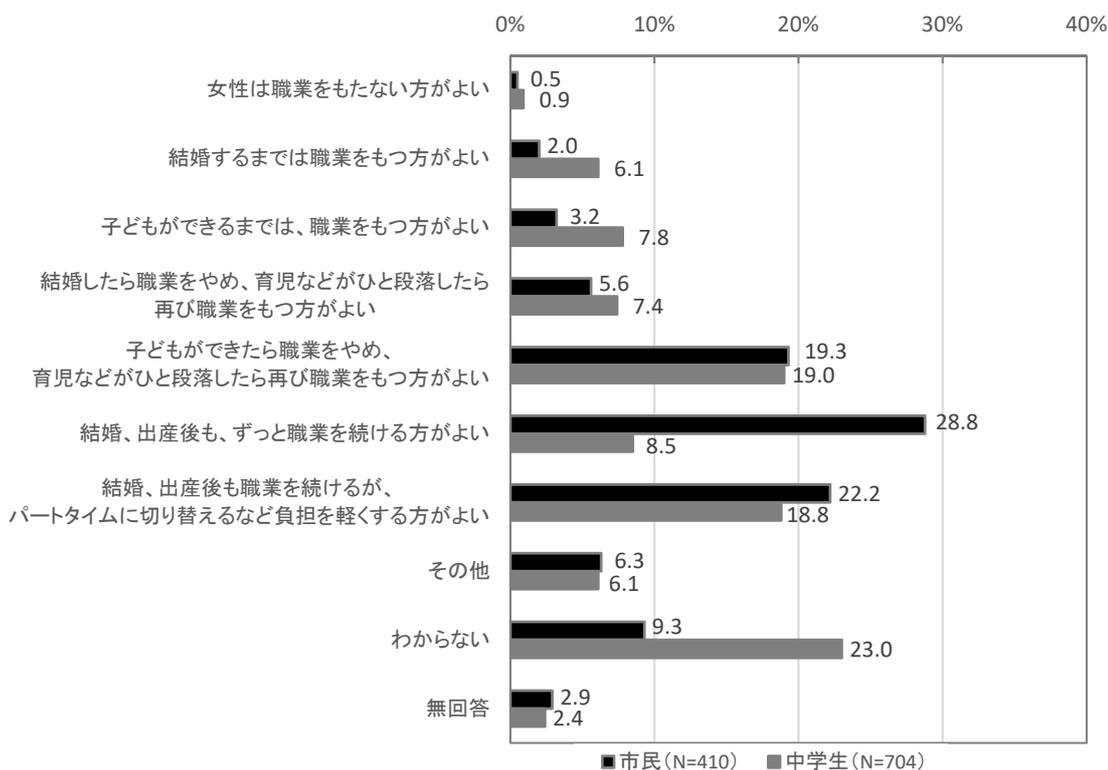
(2) 女性の活躍と職場における男女共同参画について

女性の職業と生活設計についての考えは、前回の調査では、「子どもができたら職業をやめ、育児などがひと段落したら再び職業を持つ方がよい」が最も高くなっていました。しかし、今回の市民調査では「結婚出産後もずっと職業を続ける方がよい」が28.8%と最も高く、次いで「結婚出産後も職業を続けるが、パートタイムに切り替えるなど負担を軽くする方がよい」が22.2%で、結婚出産後も職業を続ける意識が高くなっています。一方、中学生調査では、「子どもができたら職業をやめ、育児などがひと段落したら再び職業を持つ方がよい」の割合が19.0%で、前回同様最も高くなっています。

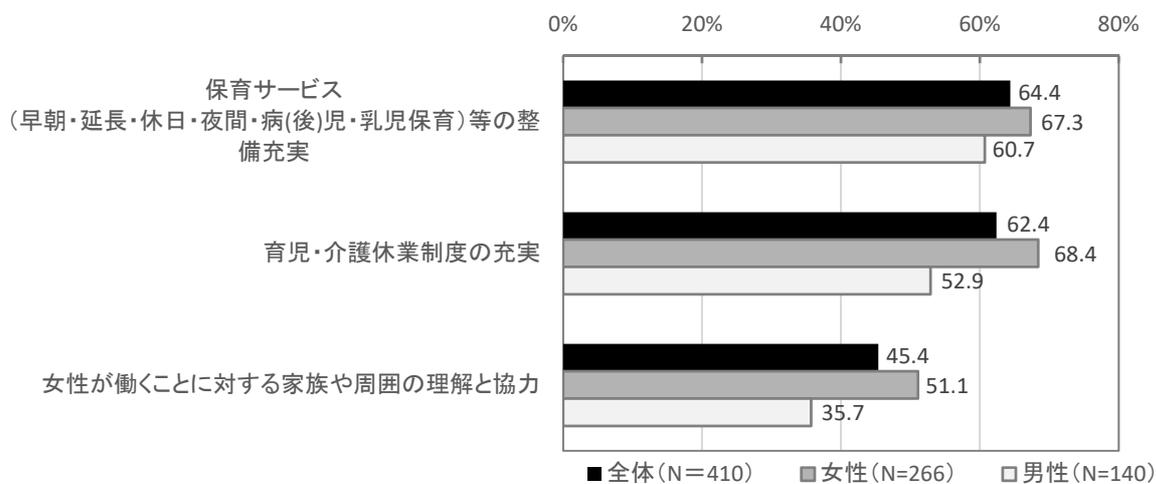
市民調査において、前回調査では、女性が働き続けるために必要なことは、「育児・介護休業制度の充実」が最も高く、次いで「保育サービス等の整備充実」となっていました。今回の調査では、「保育サービス等の整備充実」が64.4%で最も高く次いで「育児・介護休業制度の充実」が62.4%と順位は入れ替わっているものの、上位2つは同じ項目です。特に男女間で認識の差が大きい項目は、前回同様「女性が働くことに対する家族や周囲の理解と協力」で、女性が男性より15.4ポイント（前回15.8ポイント）高く、加えて今回は、「育児・介護休業制度の充実」についても女性が男性より15.5ポイント高くなっています。

事業所調査では、過去1年間に出産した女性従業員の育児休業取得状況をたずねたところ、取得率は93.9%（前回93.6%）と微増で、ほとんどの女性が取得している状況です。また、女性の管理職登用について、「本人の能力や意思によって男女の区別なく管理職へ登用したい」が66.3%（前回54.0%）で増加し、管理職登用に当たっての課題としては、「家庭生活の負担を考慮する必要がある」の割合が43.4%（前回49.3%）で、前回同様最も高くなっています。

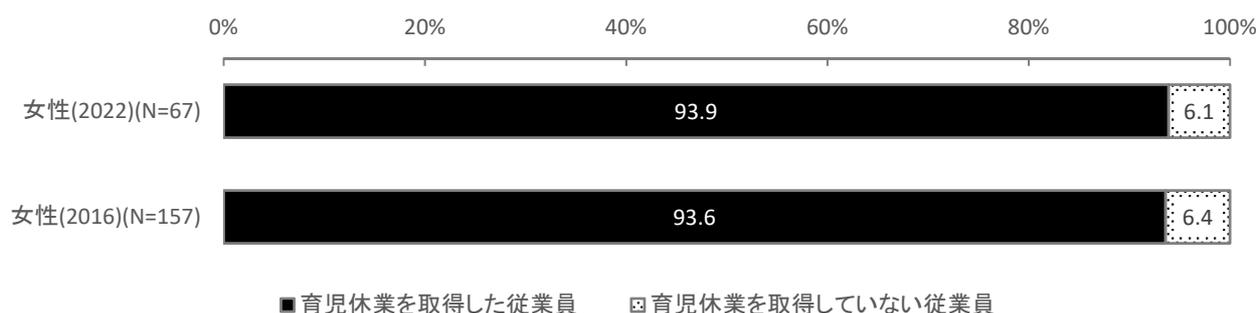
■女性の職業と生活設計【市民調査 問13】【中学生調査 問19】



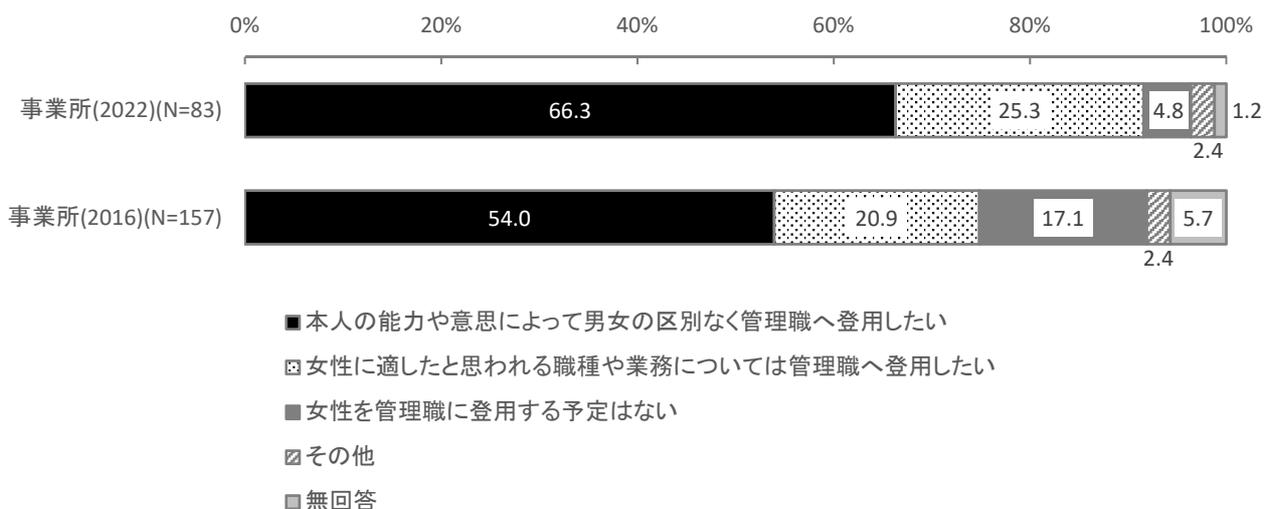
【市民調査 問14 女性が働き続けるために必要なこと】



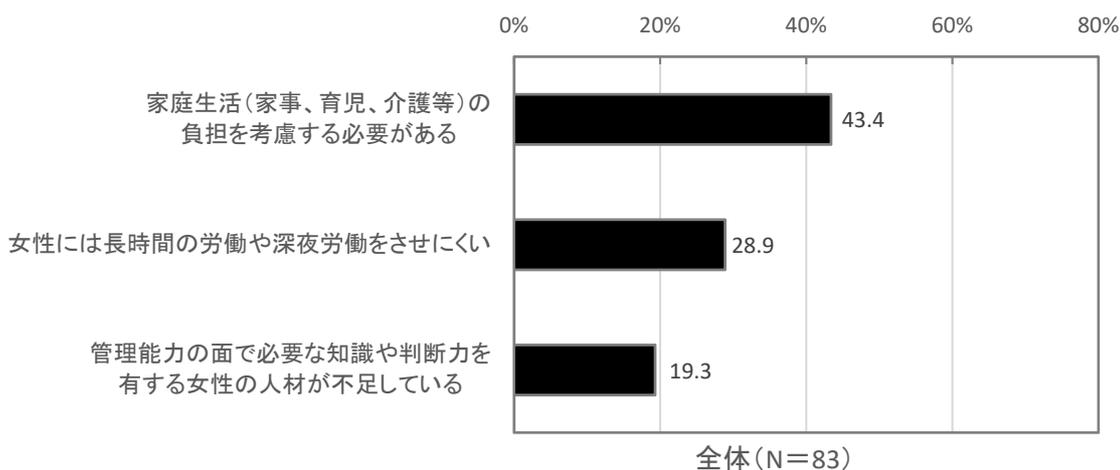
【事業所調査 問8 出産した女性従業員の育児休業取得】



【事業所調査 問6 女性の管理職登用に対する意識】



【事業所調査 問5 女性の管理職登用に当たっての課題（上位3項目抜粋）】



【課題】

市民意識調査から、結婚出産後も職業を続ける意識が高くなってきており、育児休業などの制度が整っており、活用する女性は多いものの、その後の子育てや家事等の負担が、女性の職場における活躍に影響を与えています。女性の管理職登用など、職場における女性の活躍を考える際には、前回同様、子育て支援施策の充実だけでなく、周囲の理解促進と男性の家庭参画も同時に進めていく必要があります。

(3) 男女の地位の平等感について

男女の地位の平等に対する期待について、「平等になってほしい」の割合が、市民調査では65.3%（前回61.4%）と増加しており、期待の高まりがみられます。

男女の地位の平等感については、男女別にみると、女性は意識調査で設定した全ての項目において『女性優遇』よりも『男性優遇』と感じる割合が高くなっています。一方で、男性は全ての項目において女性よりも「平等」『女性優遇』と感じる割合が高くなっています。女性が感じているほど男性は『男性優遇』とは感じておらず、意識に男女差がみられます。

場面ごとにみると『男性優遇』と感じる割合が、市民調査では「政治の場」で74.4%（前回69.0%）、「社会通念・慣習・しきたり」で67.8%（前回71.6%）、「職場（労働上で）」62.7%（前回68.8%）となっており、前回の調査から順位の変動はありますが、上位3つは同じ項目です。

同じく、中学生調査では『男性優遇』と感じる割合が、「仕事」で39.7%（前回44.9%）で最も高く、次いで「選挙や議会」が39.5%（前回37.8%）、「社会のきまり」が24.6%（前回23.5%）となっており、前回の調査から順位の変動はありますが上位3つは同じ項目で、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」「職場（労働上で）」で男性の優遇感が高くなる傾向があります。

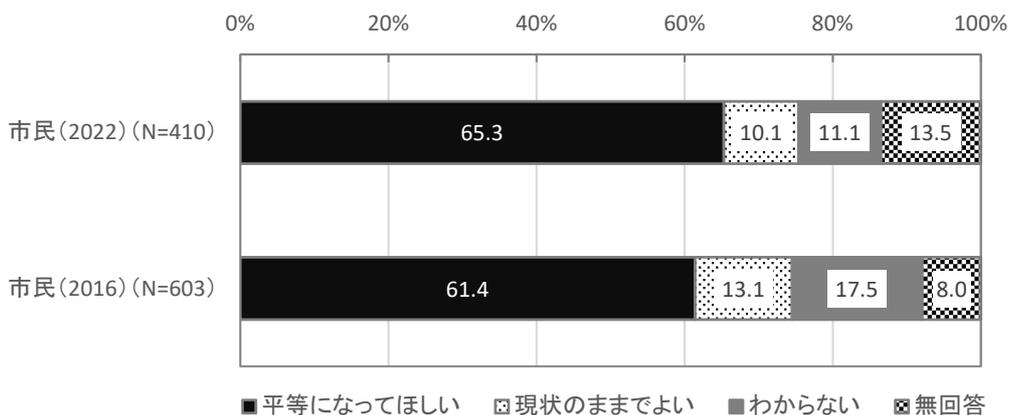
一方で、前回調査と比較して『男性優遇』が低下した項目は、市民調査では男女ともに「職場（労働上で）」であり、女性は68.0%（前回72.7%）、男性は53.6%（前回64.1%）となっています。

前回調査より『男性優遇』が低下した項目もありますが、未だ半数以上が『男性優遇』と感じている場面が残っています。

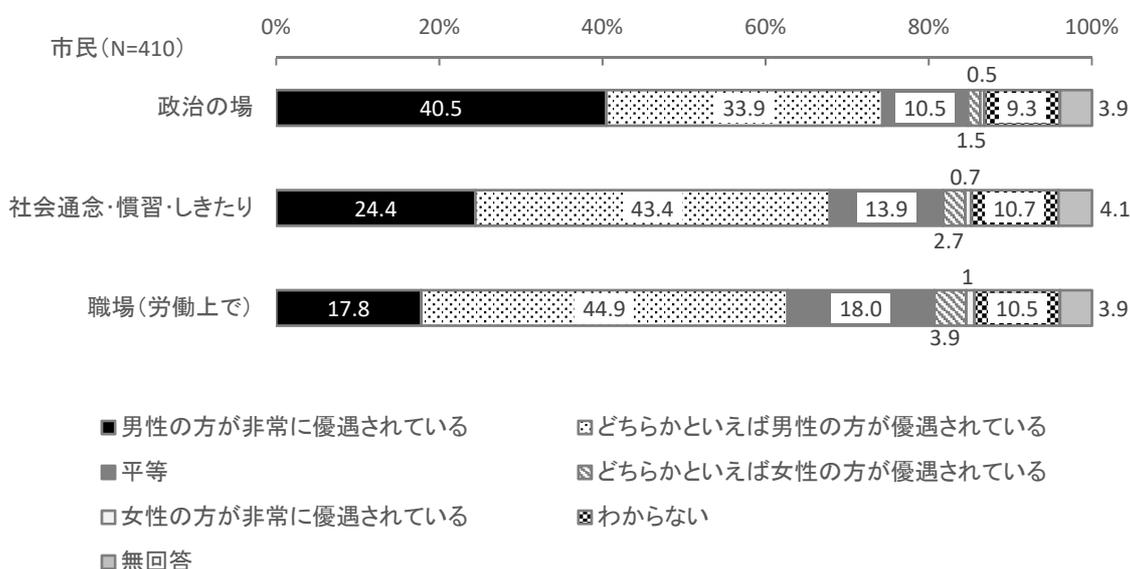
また、社会全般で男女の地位は平等になっているかについて、『男性優遇』72.7%（前回66.2%）で増加しています。

※『女性優遇』:「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合わせた割合
『男性優遇』:「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合

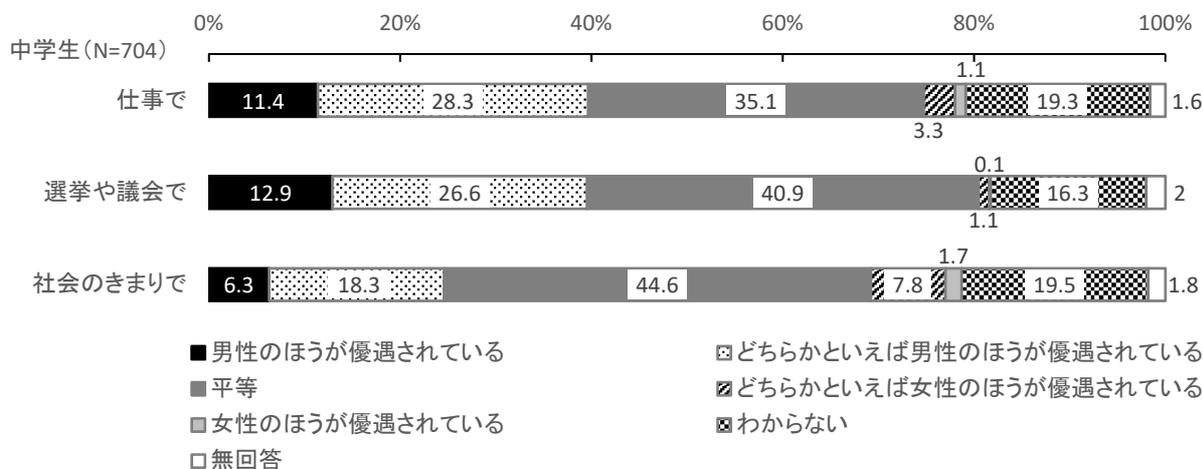
■男女の地位の平等に対する期待【市民調査 問 22-2】



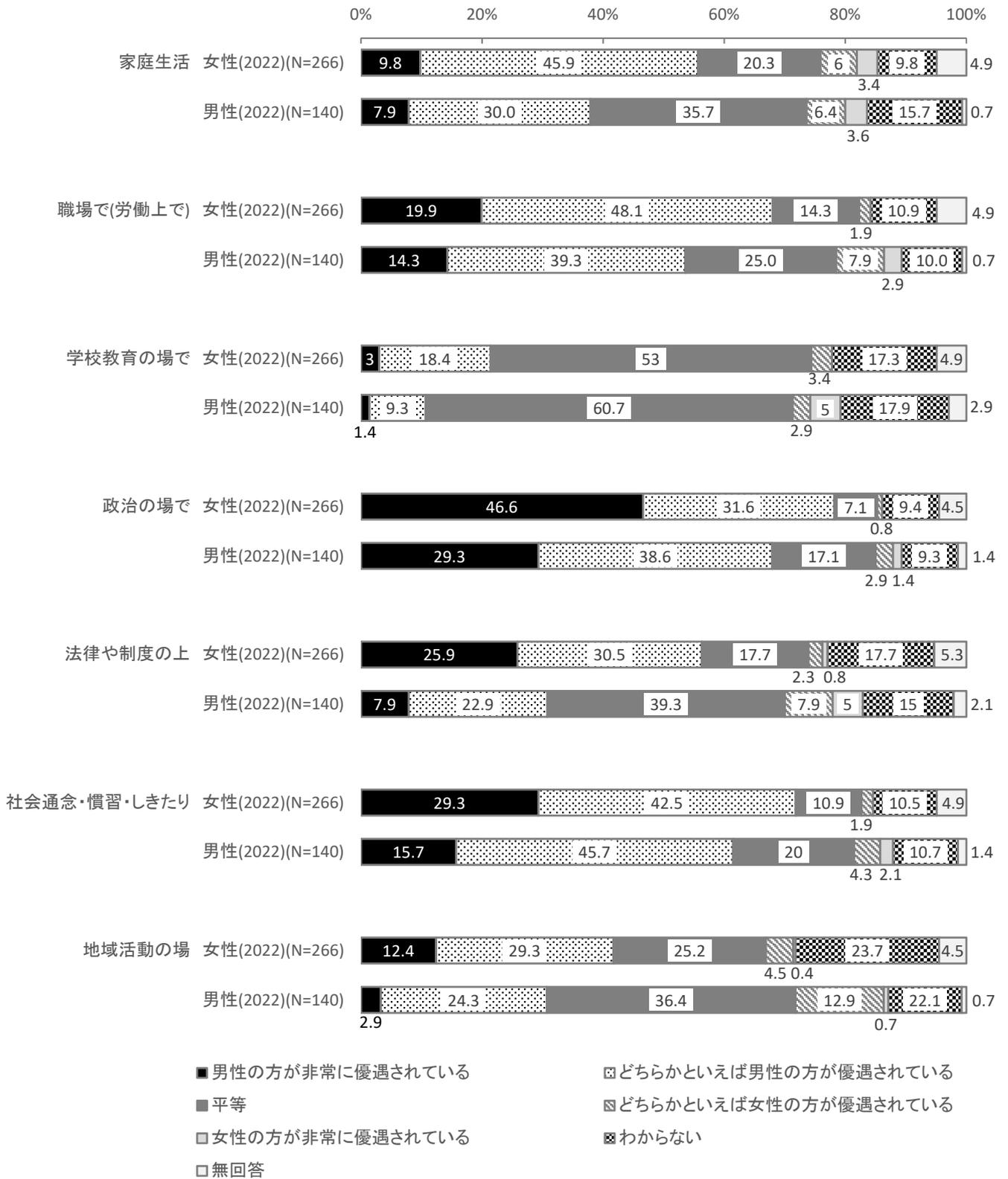
【市民調査 問 22 男女の地位の平等（男性優遇の高い上位3項目抜粋）】



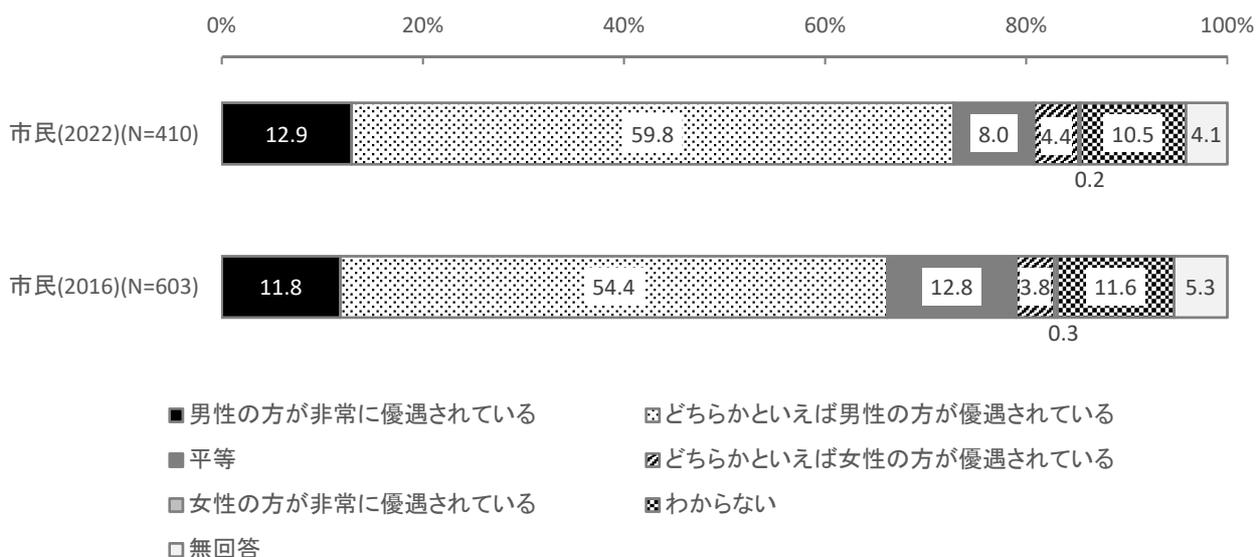
【中学生調査 問 16 男女の地位の平等（男性優遇の高い上位3項目抜粋）】



【市民調査 問 22-2 男女の地位の平等感（項目別 男女比較）】



【市民調査 問22 男女の地位の平等】



【課題】

2016 年度調査と比較し、男女平等への期待感が高まっていますが、実際には『男性優遇』とされる場面が多く残っており、社会全般でも『男性優遇』の割合が増加しています。また、地位の感じ方に男女差が依然として見られ、男性が感じているほど女性の平等感が高まっていません。

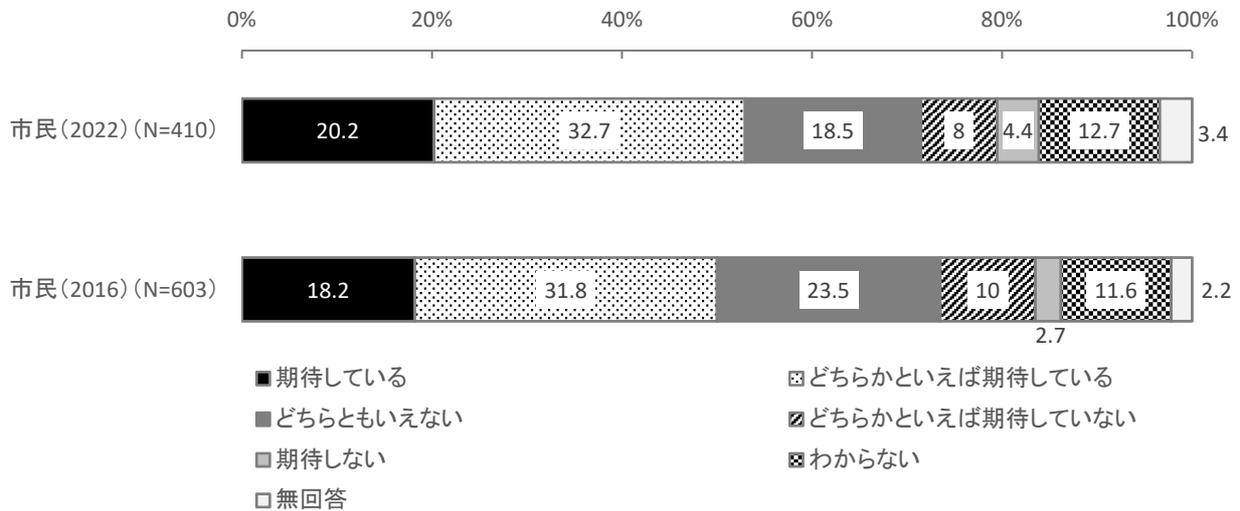
特に、全世代で『男性優遇』の割合が高い「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」、「職場(労働上で)」において、前回同様、格差の是正が求められます。

(4) 男女共同参画の政策や用語の認知度について

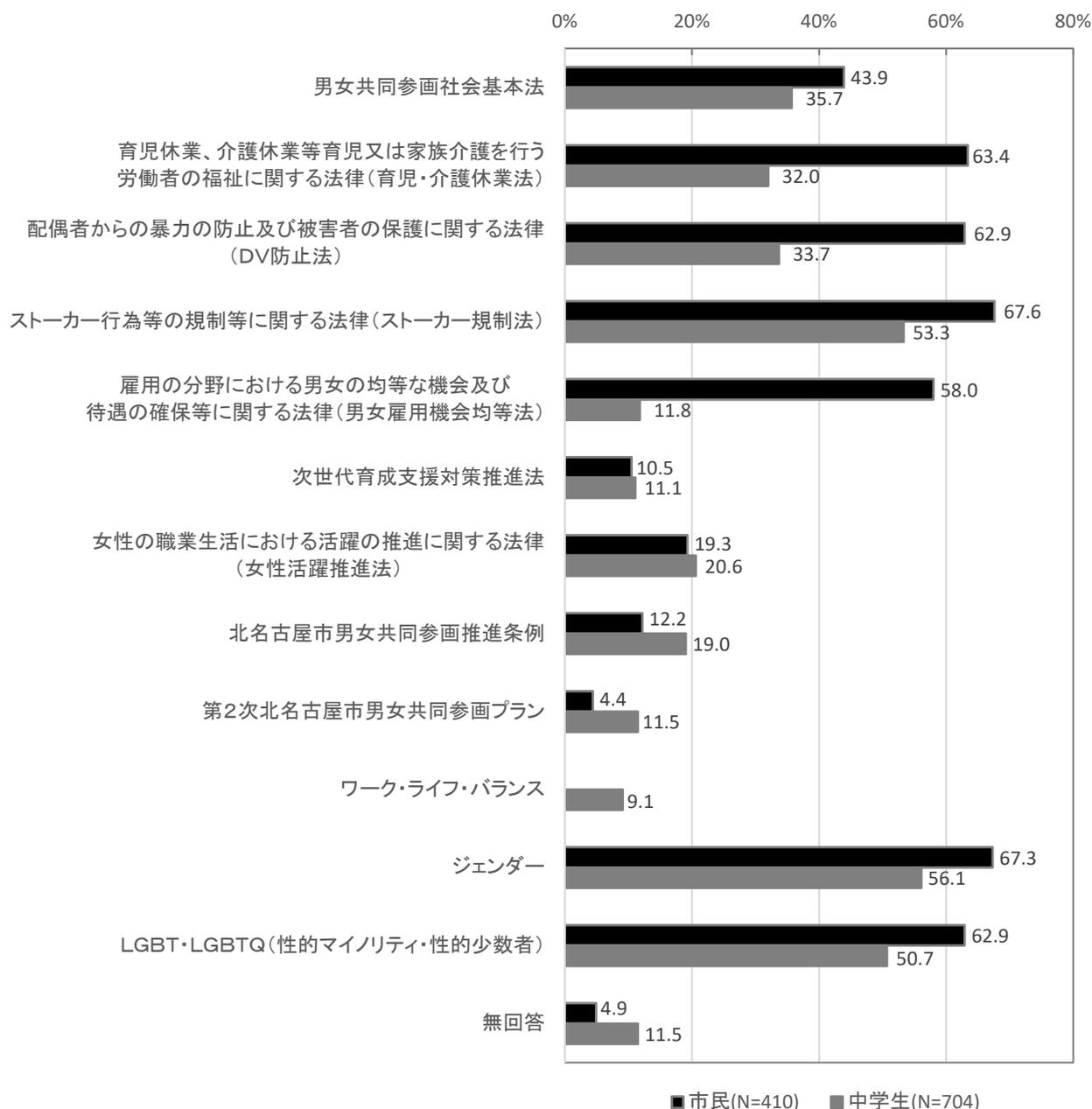
男女共同参画社会の実現について、市民調査では52.9%（前回50.0%）が『期待している』という意向を示しており、男女共同参画の実現に対する期待感は若干高まっています。

政策や用語の認知度は、市民調査で高い傾向にあり、中学生調査で低い傾向にあります。市に関する「第2次北名古屋市男女共同参画プラン」「北名古屋市男女共同参画推進条例」は中学生調査で高くなっています。また、今回の調査で「ジェンダー」「LGBT・LGBTQ」の認知度について、市民・中学生調査とも40%以上高くなっており、新聞やニュースなどで取り上げられることの多い言葉の認知度が高くなっています。

【市民調査 問25 男女共同参画社会の実現（経年比較）】



■政策や用語の認知度【市民調査 問26】【中学生調査 問16】



※ワーク・ライフ・バランスは市民調査において項目を設けていないため調査結果はありません。

【課題】

男女共同参画社会の実現について、期待が大きく、推進が求められていると言えます。市に関係する用語の認知度は、中学生調査で高くなっており、周知効果もあることから、小学校での男女共同参画リーフレットの配布等、引き続き若い世代に向けた啓発を行う必要があります。また、「ジェンダー」や「LGBT・LGBTQ」などメディアで取り上げられることの多い用語の認知度は高まっていますが、その他の男女共同参画に関する政策や用語について、引き続き認知度を向上させることで、男女共同参画社会の実現への期待と動機づけをさらに高める必要があります。

(5) DV・デートDVについて

市民調査では、DVの被害経験について「ある」は9.8%となっています。DVの被害体験が「ある」と答えた方の中で、最も多いのは「大声でどなられる」が87.5%で、次いで『「だれのおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなしと言われる」』が50.0%となっています。一方、「命の危険を感じる、医師の治療が必要となる程度の暴行を受ける」という被害も12.5%となっています。いずれの割合も女性が男性を上回っています。

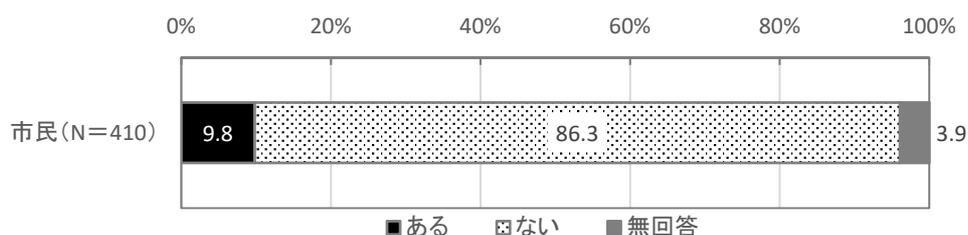
中学生調査では、男女交際において、「メール、LINE等の返信が遅いといつも怒る」、「だれとどこにいたのか、しつこく聞く」、「言うことを聞かないと不機嫌になる」などの関係性を「別に変だと思わない」と考える割合が2割を超えています。また、デートDVという言葉の認知度については、「知っている」が14.3%（前回6.3%）と増えています。また、デートDVという言葉の認知度は、女子は男子に比べ高くなっています。

市民調査では、女性よりも男性の被害割合が高いDVは、10代での「自分以外の異性と会うことを制限する」となっています。また、DVを受けた場合または受けたと想定した場合の相談の有無について、「相談できなかった（できない）」、「相談しようと思わなかった（思わない）」の割合は女性が23.3%、男性が38.6%と男性の方が高くなっています。

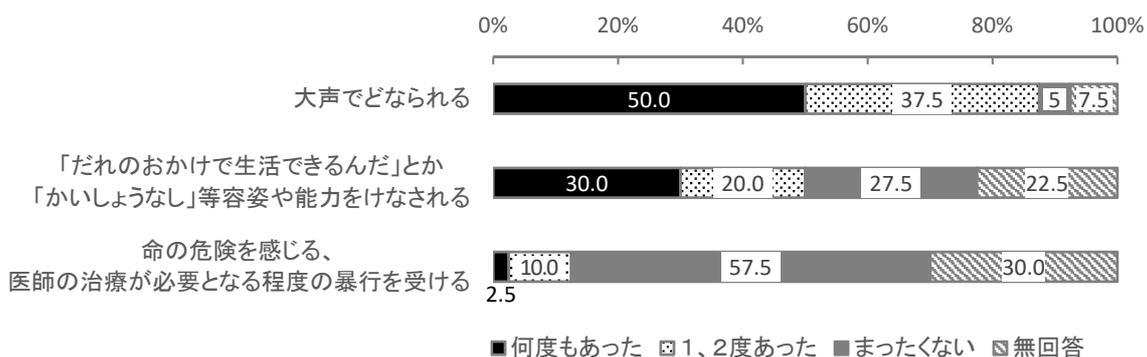
男性がDV被害を「相談できなかった（できない）」、「相談しようと思わなかった（思わない）」理由として、「誰（どこ）に相談してよいかわからないから」が33.3%、「相談しても無駄だと思うから」25.9%、「他人を巻き込みたくないから」「相談するほどのことではないと思うから」が24.1%と高くなっています。

また、DVを受けた場合または受けたと想定した場合の相談の有無について「相談した（する）」は67.6%、実際にDVを受けた場合の相談の有無については「相談した」が70.0%と高くなっており、実際に被害を受けた場合には想定よりも、「相談する」という選択をしています。

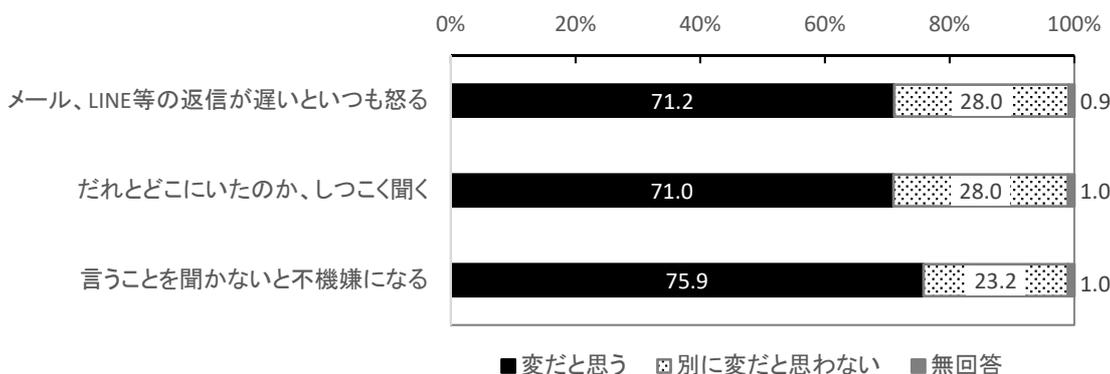
【市民調査 問18 DV被害経験】



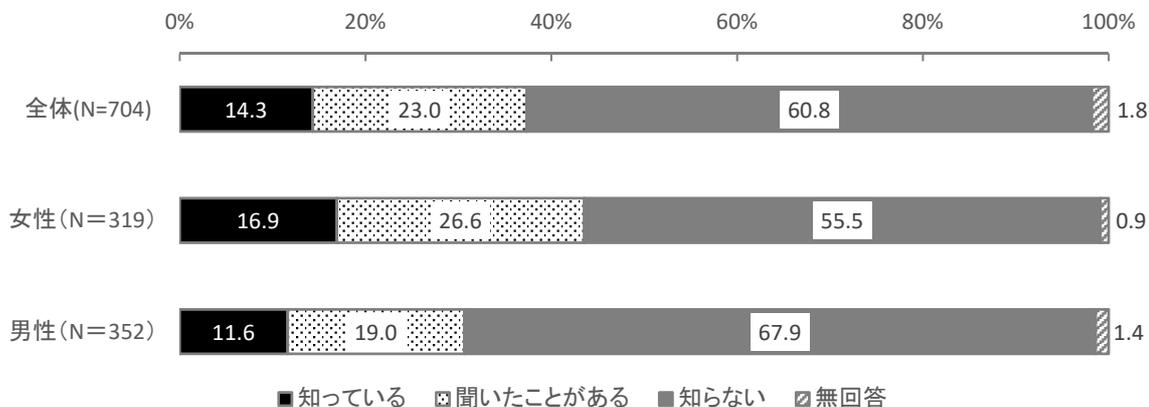
【市民調査 問 18-1 DV被害経験（DV被害経験の多い項目3項目抜粋）】



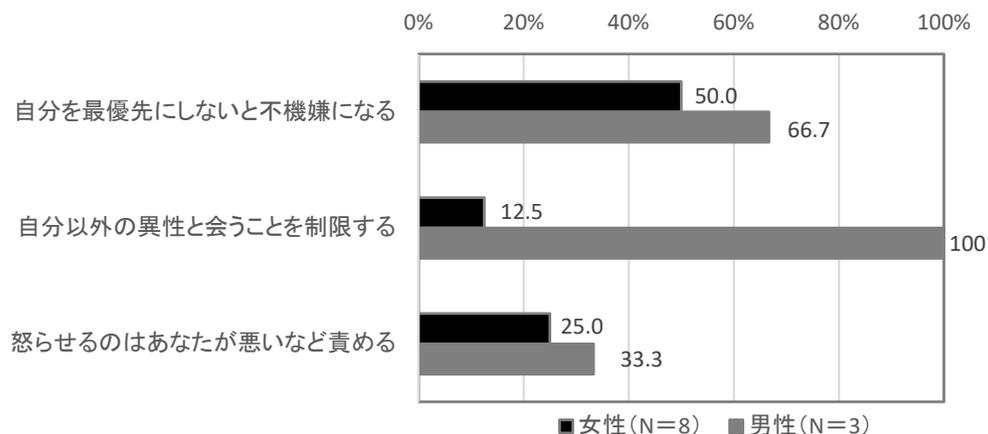
【中学生調査 問 14 男女交際における関係（3項目抜粋）】



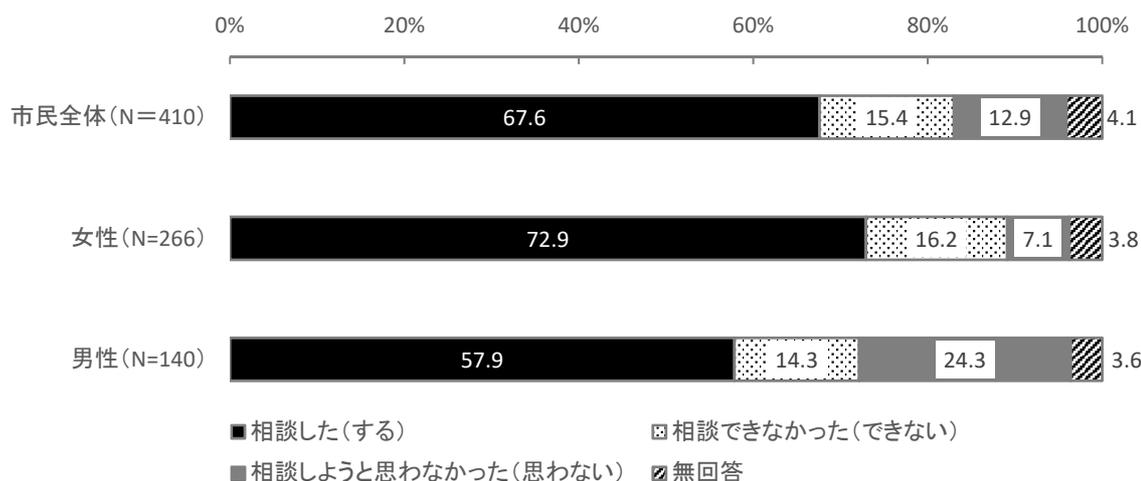
【中学生調査 問 15 デートDVという言葉の認知度】



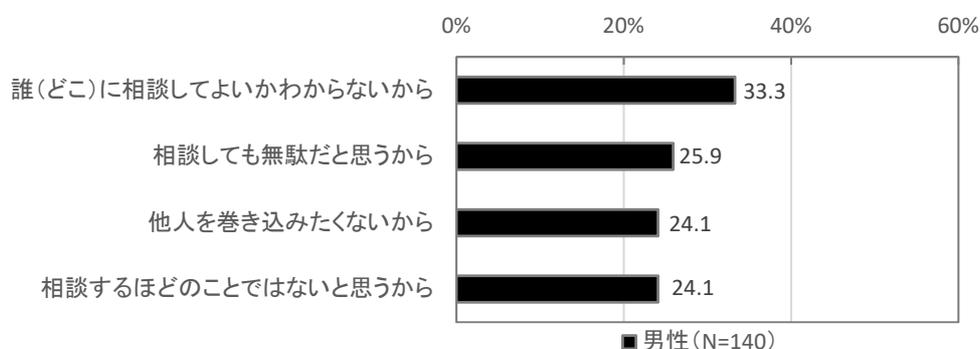
【市民調査 問 18 (3) 10代のDV被害（3項目抜粋）】



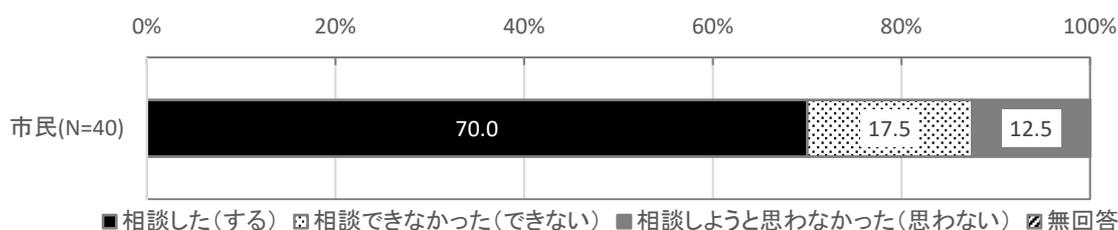
■DVを受けた場合または受けたと想定した場合の相談の有無【市民調査 問19】



【市民調査 問19-2 相談できなかった、しようと思わなかった理由(上位4項目抜粋)】



■実際にDVを受けたときの相談の有無【市民調査 問19】



【課題】

DV被害は、全体的に女性でその割合が高くなっています。一方で、DVの男性被害者は、女性よりも「相談できなかった(できない)」、「相談しようと思わなかった(思わない)」というケースが多く、また、「誰(どこ)に相談してよいかわからないから」という理由が高いことから、身近な相談先の周知や男性に向けた啓発が求められます。

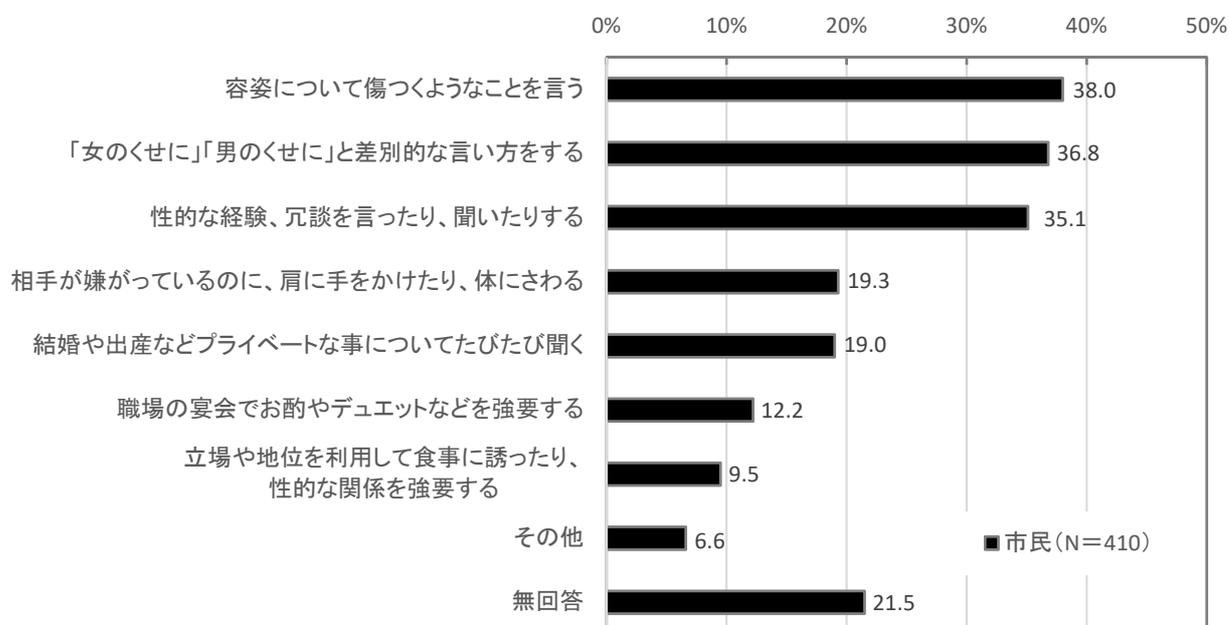
また、どのようなことがDVにあたるかという認識が前回よりわずかに増えていますが、依然として薄い面もみられるため、特にデートDVの被害者、加害者となりうる若い世代への啓発が必要です。

(6) セクシュアル・ハラスメントについて

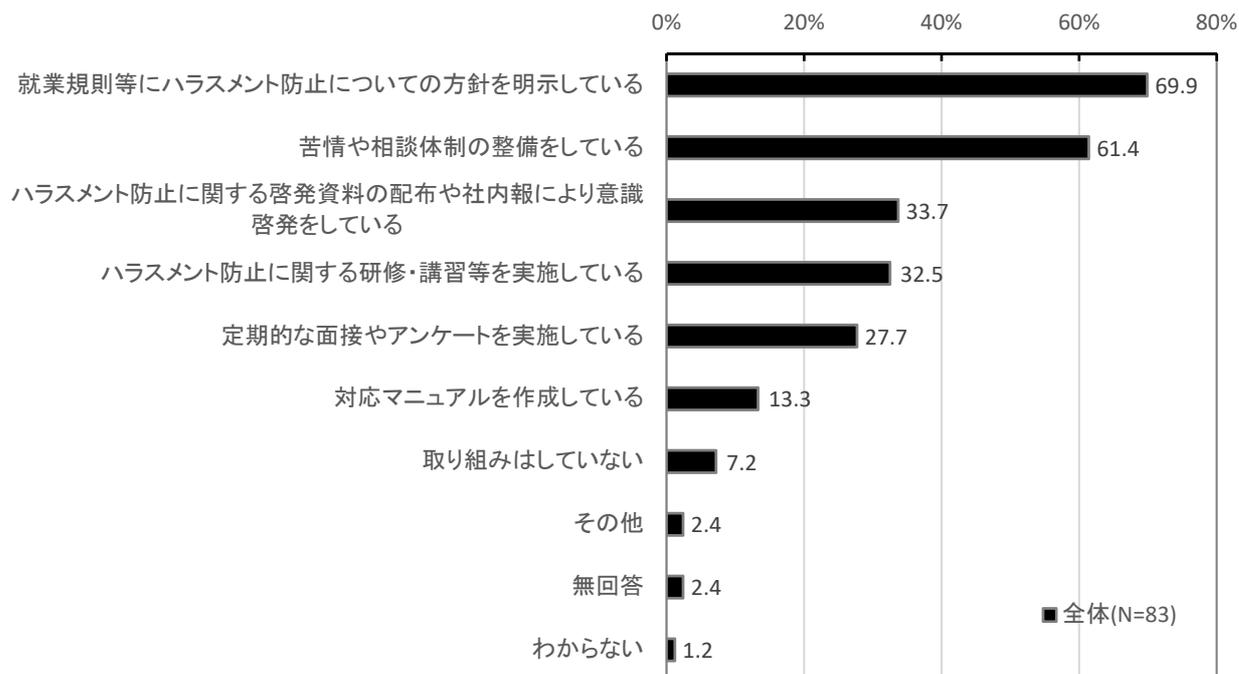
市民調査では、セクシュアル・ハラスメントを見聞きしたり、自分自身が受けた経験がある割合は、74.6%（前回 66.3%）に上ります。その内容は、「容姿について傷つくようなことを言う」が 38.0%で最も高く、次いで「女のくせに」「男のくせに」と差別的な言い方をする」が 36.8%となっています。

事業所調査では、ハラスメント防止対策として行っている取り組みとして、「就業規則等にハラスメント防止についての方針を明示している」が 69.9%で最も高く、次いで「苦情や相談体制の整備をしている」が 61.4%となっています。また、「取り組みはしていない」が 7.2%（前回 29.9%）となっており、取り組みをしていない事業所は、かなり少なくなっています。

【市民調査 問21 セクハラの見聞き、自分が受けた経験】



【事業所調査 問11 ハラスメント防止の取り組み】



【課題】

「ハラスメント防止の取り組みはしていない」という事業所は少なくなっていますが、セクシュアル・ハラスメントを見聞きしたり、自分自身が受けた経験があるの割合は7割以上と、前回から増加している現状があるため、引き続き正しい知識の啓発やハラスメントを許さない環境づくり等により、ハラスメント防止に努めていくことが重要です。

(7) 意識調査の結果を踏まえた本プランでの見直しに向けた取り組みの視点

意識調査の結果から、前回調査結果からの変化は大きくないため、取り組みの視点はそのままとし次のようになります。

- 社会情勢に応じて女性の活躍推進を加速させるための、男女がともに活躍できる職場、家庭、地域の環境づくり
- 女性の就業に対する理解促進と男性の家庭参画
- 社会通念・慣習・しきたり、政治、職場における男女の格差の是正
- 男女共同参画に関する知識の啓発
- 若い世代も含めた、総合的なDV対策
- ハラスメントの防止



第 3 章 第 2 次プランの成果目標中間達成度

第 2 次プランにおいて、基本施策ごとに設定した成果目標の達成度を、令和 4 年度時点での実績値に基づき、A～E の 5 段階に区分して評価を行いました。

- A : 達成
- B : 未達成であるが改善
- C : 変化なし
- D : 後退
- E : 未達成



基本目標 1 男女共同参画意識の醸成

項目	実績値		目標値	評価結果
	当初 (策定時)	現状	2027年度 (最終年度)	
男女共同参画社会についての情報を得る機会が「あまりない」、「ほとんどない」とする割合 ※	77.1%	71.2%	65.0%	B
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」とする割合 ※	36.6%	54.2%	50.0%	A
男女混合名簿を導入している小中学校数（併用を含む）	6校 (37.5%)	14校 (87.5%)	10校 (62.5%)	A
学校における男女の地位を「平等」とする割合 ※	中学生：54.0%	中学生：55.8%	中学生：60.0%	B
LGBTという言葉の認知度 ※	市民：25.9% 大学生：53.0% 中学生：11.8%	市民：62.9% 大学生：57.9% 中学生：50.7%	市民：60.0% 大学生：80.0% 中学生：30.0%	B
多様な性の理解を促進する啓発物の配布	未実施	実施	実施	A

※意識調査結果

基本目標 2 女性の活躍推進【女性活躍推進計画】

項目	実績値		目標値	評価結果
	当初 (策定時)	現状	2027年度 (最終年度)	
市の審議会等に占める女性委員の割合	30.2%	29.3%	37.0%	D
1人以上女性委員が登用されている審議会等の割合	90.6%	96.9%	100.0%	B
女性活躍に向けたセミナー・研修の実施回数	2回	2回	4回	C
市職員の女性管理職の割合 (一般行政職)	14.8%	14.3%	20.0%	D
えるぼし認定企業・あいち女性輝きカンパニーの事業所数	1事業所	7事業所	10事業所	B

基本目標 3 働き方の改革

項目	実績値		目標値	評価結果
	当初 (策定時)	現状	2027年度 (最終年度)	
「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる(現実)」 男性の割合 ※	7.7%	12.1%	15.0%	B
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて「取り組んでいる」、「今後、取り組みたいと考えている」とする事業所の割合 ※	61.6%	80.7%	80.0%	A
市内事業所における男性の育児休業取得率※	6.0%	30.8%	15.0%	A
勤労世代の男性を対象としたライフプラン講座の実施	未実施	実施	実施	A
就業規則にハラスメント防止について方針を示している事業所の割合 ※	46.9%	69.9%	60.0%	A
市内のファミリー・フレンドリー企業登録数	6社	9社	10社	B

※意識調査結果

基本目標 4 地域における男女共同参画推進

項目	実績値		目標値	評価結果
	当初 (策定時)	現状	2027年度 (最終年度)	
男女共同参画連絡会の参加団体数	11団体	9団体	15団体	D
補助金を活用し、男女共同参画社会の実現に資する取り組みを行う団体数	2団体	2団体	4団体	C
地域活動における男女の地位を「平等」とする割合 ※	市民：25.5%	市民：29.0%	市民：40.0%	B
市民活動登録団体数	36団体	35団体	60団体	D

※意識調査結果

基本目標5 DVの根絶【DV対策基本計画】

項目	実績値		目標値	評価結果
	当初 (策定時)	現状	2027年度 (最終年度)	
DV被害者の割合 ※	市民：32.5% 大学生：17.0%	市民：9.8% 大学生：1.3%	市民：25.0% 大学生：10.0%	A
デートDVという言葉を知っているとする割合 ※	中学生：6.3%	中学生：14.3%	中学生：20.0%	B
DV事案庁内対応ガイドブックの作成	未実施	実施	実施	A
DV被害を受けた場合に相談した（相談するつもりである）人の割合 ※	市民：56.2% 大学生：73.0%	市民：67.6% 大学生：64.5%	市民：70.0% 大学生：90.0%	B
DV相談従事者の研修・セミナー受講率	42.9%	75.0%	100.0%	B

※意識調査結果

基本目標 6 安心して快適な環境整備

項目	実績値		目標値	評価結果
	当初 (策定時)	現状	2027年度 (最終年度)	
保育園における待機児童数（各年4月1日時点）	0人	0人	0人	A
ファミリー・サポート・センター援助会員数	177人	215人	200人	A
家族介護者支援事業の参加者数	72人	45人	100人	D
防災会議に占める女性委員の割合	11.1%	17.2%	35.0%	B
女性消防団員の加入者数	11人	11人	20人	C
特定健康診査の受診率	34.7%	36.9%	50.0%	C
乳がん検診の受診率	21.4%	9.0%	50.0%	D
子宮がん検診の受診率	22.0%	9.3%	50.0%	D
赤ちゃん訪問事業の訪問率	95.6%	95.0%	100.0%	C

第2次プラン中間結果の振り返りを踏まえた本プランでの見直しに向けた取り組みの視点

本プラン見直し版の取り組みの視点は、第2次プランの取り組みの視点を引き継ぐとともに、第2次プラン中間結果の振り返りにより、目標値や言葉の修正を行いました。

第2次プランの取り組みの視点

- 男女共同参画に関する正しい認識の浸透
- 女性委員の割合及び市役所女性管理職の割合の増加傾向の維持と、民間における女性管理職の登用促進
- 着実に進めてきたDV防止対策のさらなる推進
- ワーク・ライフ・バランスや女性活躍のさらなる促進





第 4 章 プランの方向性



(1) 将来像

「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義付けられています。

また、「北名古屋市男女共同参画推進条例」において、「“健康快適都市”を目指す私たちのまち北名古屋市は、女性も男性もお互いの人格を尊重し、あらゆる分野で対等なパートナーシップを発揮しながら、自立した人としての意識と能力を高める」としています。また、「第2次北名古屋市総合計画」においても、男女共同参画の推進を主要施策の1つとして位置づけています。

本プランにおいては、第1次プランの将来像である「認めあい助けあうまち 北名古屋～男女いきいき輝く 健康快適都市～」を継承し、「男女共同参画基本法」「北名古屋市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の実現、また、健康快適都市を男女共同参画の視点から実現していくことを目指して、取り組みを推進していきます。

◆◇将来像◆◇

認めあい助けあうまち 北名古屋

ひと
～男女いきいき輝く 健康快適都市～

(2) 基本目標

本プランでは、市民、事業所、団体、行政が将来像である「認めあい助けあうまち 北名古屋～男女いきいき輝く 健康快適都市～」をともに実現するため、6つの基本目標を掲げます。

1 男女共同参画意識の醸成

社会に残っている固定的な性別役割分担意識が、あらゆる分野における選択に影響を及ぼしているため、啓発等により意識の改善を促します。また、男女共同参画に関する正しい知識を身につけることができる教育や学習を推進します。多様な性の理解を促すため、様々な機会、媒体を用いて広報・啓発活動を行います。

2 女性の活躍推進【女性活躍推進計画】

女性が活躍しやすい社会を実現するため、政策や方針決定の場に女性の参画を促進します。また、女性の能力向上とともに各事業所における女性活躍の取り組みを支援することで、女性活躍を多面的に促進します。

3 働き方の改革

職場において、誰もが個人の能力を十分に発揮できる労働環境を促進するとともに、仕事と家庭生活を両立できるよう、働き方の見直しや仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の浸透に努めます。また、家庭生活における能力開発や啓発を通じ、男性の家庭生活への参画を促進します。

4 地域における男女共同参画推進

男女共同参画社会の実現に向けた活動を行う団体の活性化を促し、地域活動を通じた男女共同参画社会の実現を目指します。また、市民活動や地域活動に性別に関わらず誰もが参加しやすい風土、環境づくりを促します。

5 DVの根絶【DV対策基本計画】

DVに関する正しい知識の周知や啓発により被害を予防するとともに、DV被害者への相談支援や一時保護により被害者の安全確保と自立を支援します。

6 安心して快適な環境整備

男女共同参画社会の基盤となる、安心して快適な生活を確保するために、子育てや介護をしやすい環境の整備を行います。また、計画段階から復旧段階まで男女双方の視点を取り入れた防災対策を推進します。生涯を通じて健康でいきいきと暮らせるよう、こころとからだの健康づくりを支援します。

(3) 重点ポイント

意識調査結果、第2次プランの中間評価結果、国や県等の動向を踏まえ、本プランの重点ポイントとして次の4つを掲げます。

① 女性が活躍できる環境づくり

- 女性活躍推進法が施行され、女性が個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが期待されています。
- 女性が働き続けるために「育児・介護休業制度の充実」「保育サービス等の整備充実」「女性が働くことへの周囲の理解」が求められています。
- 女性の管理職登用にあたっては、「家庭生活の負担を考慮する必要がある」という課題を抱える一方で、女性の管理職登用に前向きな事業所が多くなっています。
- 特に職場における男女の地位に関して『男性優遇』という意識が高い傾向にあります。
- セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取り組みをしていない事業所は1割未満と少ないものの、セクシュアル・ハラスメントを見聞きしたり、被害にあった経験者は多くなっています。

以上を踏まえて、女性が職場で活躍できる環境づくりに向けた取り組みを強化・充実します。

② 男性の家庭参画促進

- 家庭内の望ましい家事分担は「男女協力」だと認識しながら、現実には家事のほとんどを女性が担っています。
- 男性の育児休業取得に対する肯定的な意見が多い一方で、男性の育児休業取得率は低い傾向にあります。
- 「職場の雰囲気」「仕事上迷惑がかかる」「仕事が忙しい」などの理由から、育児・介護休業を取得しにくい現状があります。

以上を踏まえて、特に男性の家庭への参画を促進するための取り組みを強化、推進します。

③ 若い世代への正しい知識と意識啓発

- 男女共同参画社会への期待と男女の平等感の高まりが見られます。
- 男女共同参画に関する政策・用語の認知度が中学生において低い傾向にありますが、市に関係した用語は中学生において高い傾向にあり、若い世代への啓発の効果がみられます。
- ジェンダーやLGBT等のメディアで取り上げられることの多い用語の認知度は高まっていますが、その他の男女共同参画に関する政策や用語の認知度は低い傾向にあります。

以上を踏まえて、引き続き若い世代を対象とした取り組みを継続、推進します。

④ DVの予防と被害者支援

- DV防止法が改正され、適用対象が拡大されましたが、デートDV被害者の保護について課題が残っています。
- 被害を相談できないDV被害者が潜在しています。
- どのようなことがDV、デートDV、人権侵害にあたるかの認識が足りない面がみられます。
- 特に命の危険、医師の治療が必要となる暴力の被害経験者をなくす必要があります。

以上を踏まえて、DVや人権に関する正しい理解を促し、DVの予防と被害者支援の取り組みを強化、推進します。



(4) プランの体系

将来像、基本目標、重点ポイントを踏まえ、本プランの体系を次のとおりとします。

将来像	基本目標	基本施策
認めあい助け合うまち北名古屋 〽男女いきいき輝く健康快適都市〽	1 男女共同参画意識の醸成	(1) 人権・男女共同参画の意識啓発
		(2) 男女共同参画推進のための教育・学習機会の充実 重点
		(3) 多様な性の理解促進
	重点 2 女性の活躍推進 【女性活躍推進計画】	(1) 政策・方針の決定への女性の参画促進
		(2) 女性のエンパワメントと就労支援
	3 働き方の改革	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進
		(2) 男性の家庭参画の促進 重点
		(3) 働きやすい労働環境の促進
	4 地域における男女共同参画推進	(1) 男女共同参画に取り組む団体の育成
		(2) 市民活動・地域活動への参画促進
	重点 5 DVの根絶 【DV対策基本計画】	(1) DVの予防・啓発
		(2) DV被害者への支援
	6 安心で快適な環境整備	(1) 子育て・介護がしやすい環境の整備
		(2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
		(3) こころとからだの健康づくり支援



第 5 章 計画の内容



基本目標 1 男女共同参画意識の醸成

基本施策（1）人権・男女共同参画の意識啓発

◆◆現状・課題◆◆

- 誰もが人権を尊重され、安心して暮らすことができる環境を整備することが男女共同参画の実現に向けた第一歩となります。
- あらゆる場面において、固定的な性別役割分担にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きることができるよう男女共同参画を推進していく必要があります。
- 団体ヒアリングにおいて、「高齢の方が多く、依然として男女の役割分担意識が強い」や「学校のPTA、地域の子ども会は99%が女性」や「学校のPTA、自治会長は男性ばかり」といった声が聞かれ、様々な分野で固定的な性別役割が残っている状況が見られます。
- 市民調査において、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担に『反対』（「そうは思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合算）の割合が女性では55.3%（前回40.4%）、男性で51.4%（前回31.2%）となっており、固定的な性別役割分担は解消されつつあるものの、継続して効果的な啓発活動を行う必要があります。
- 市民調査において、『男女共同参画社会についての情報を得る機会がない』（「ほとんどない」と「あまりない」の合算）の割合が71.2%（前回77.1%）と改善傾向にはありますが、高い数値となっており広報や啓発の必要があります。
- 市民調査では、男女共同参画社会についての情報源として、「テレビ」35.9%、「インターネット・SNS」20.5%、「新聞」19.5%、「学校、職場」15.9%となっています。また、「行政の広報紙」は14.6%で前回から10%以上減少しており、インターネットやSNSの利用など多様な情報発信の必要性が推察されます。

◆◆取り組み内容◆◆

No.	取り組み	内容	担当課
1	人権に関する広報・啓発	人権教室を開催することで、理解の促進を図ります。また、啓発物の配布等を通じ、人権尊重についての啓発を行います。	社会福祉課
2	困難な状況におかれている人への支援	障害や生活困窮に関する相談体制の充実により、適切な社会的資源へとつなげます。	
3	男女共同参画に関する広報・啓発	男女共同参画に関する情報紙の発行や広報紙やホームページへの掲載、男女共同参画推進事業の実施により、男女共同参画の意識醸成を図ります。	総務課
4	男女共同参画に関する意識・傾向の把握	定期的に幅広い年代への男女共同参画に関する意識調査を行い、結果を分析することで、市民の意識や傾向を把握します。	
5	男女共同参画に関する相談の充実	男女共同参画を阻害する行為について相談できる体制を整備し、広く周知します。	

◆◆成果目標◆◆

項目	実績値 (当初)	数値目標 (見直し前)
男女共同参画社会についての情報を得る機会が「ほとんどない」、「あまりない」とする割合 ※	71.2% (77.1%)	65.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」とする割合 ※	54.2% (36.6%)	60.0% (50.0%)

※意識調査結果



◆◆現状・課題◆◆

- 男女共同参画社会実現のためには、子どもに対する啓発が必要です。正しい知識の教授と、性別に関わらず児童や生徒が個性と能力を発揮できる風土づくりを進めなければなりません。
- 成長段階にある子どもは、日常生活から経験的に学びを得るため、特に長い時間を過ごす教育や保育の場において、性別での区分を減らすことで男女共同参画の意識を根付かせることが重要です。
- 中学生調査において、「女だから〇〇しなさい」と言われたことがある（「よく言われる」「ときどき言われる」の合算）女性が44.9%（前回51.2%）となっており、改善傾向にありますが、周囲の大人から、性別による行動の制限が課されている現状は、大きく改善されていません。
- 中学生調査において、将来の仕事を持つことの重要性については、「大切」と考える割合が85.9%（前回91.0%）で低くなっていますが、項目の中で最も高い値となっており、仕事を持つことの意識は高い割合を維持しています。そのため引き続きキャリア教育を充実させ、職業の選択肢を広げる必要があります。
- 市民調査において、参加したい講座・講演会のテーマについては、「コミュニケーション能力」20.5%、「仕事に関わる技術習得・資格取得」18.8%、「男女が共同する家事・子育て」16.6%、となっており、男女共同参画の視点を取り入れた学習の機会を提供することにより、生涯にわたり男女共同参画の意識向上を図る必要があります。

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内容	担当課
1	男女共同参画意識を育む教育・保育の提供	様々な媒体の活用を通じて、男女共同参画の視点に立った教育・保育を推進します。また、研修等により、教職員・保育士等への啓発を行うとともに、男女混合名簿の導入を促進します。	学校教育課 児童課
2	性に関する正しい理解の促進	児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動がとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行います。	学校教育課
3	キャリア教育の提供	職場体験等の実施により、将来の職業の選択肢の拡大や、性別にとらわれない職業観を育みます。	
4	生涯にわたる学習機会の提供	生涯にわたって自己啓発することができるように、男女共同参画の視点を取り入れた学習の機会を提供します。	生涯学習課

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値 (策定時)	数値目標 (見直し前)
男女混合名簿を導入している小中学校数（併用を含む）	14校 (6校)	16校 (10校)
学校における男女の地位を「平等」とする割合 ※	中学生：55.8% (54.0%)	中学生：60.0%

※意識調査結果

基本施策（3）多様な性の理解促進

◆◆現状・課題◆◆

- L G B T等の性的少数者は、社会生活上様々な困難や苦しみを抱えています。そのため、多くの市民が多様な性のあり方について正しく理解し、互いに認めあえる社会の実現に向けた啓発を進めていく必要があります。
- 団体ヒアリングにおいては、「LGBT については未だに偏見はある」「配慮をどのようにしたらいいのかわからないこともある」といった声が聞かれ、講演会等の開催による正しい理解の普及が求められています。
- L G B Tという言葉の認知度は、市民調査で62.9%（前回25.9%）で、中学生調査では50.7%（前回11.8%）と大幅に高くなっています。その一方、大学生回答では57.9%（前回53.0%）でほぼ横ばいとなっており、周知は進んできていますが、更なる理解の促進が重要です。
- 性的少数者に対する理解の促進や支援に必要なこととして、市民調査では、「職場や学校等における理解の促進」が58.3%と高く、次いで「いじめや差別を禁止する法律や制度の見直し」51.7%、「同性パートナーシップ制度※の導入」45.9%となっており、L G B T（性的少数者）の更なる理解の促進とともに具体的な支援を行うことへの意識が高まってきていると推察されます。
- 職員アンケートにおいて、L G B T等の性的少数者への対応として行政が行うべきことは、「職員に対する研修・講習等の実施」が49.5%で最も高く、次いで「制度面で同性パートナーも配偶者として扱うこと（同性パートナーシップ制度の導入）」44.0%、「トイレなどの公共施設での設備面で配慮すること」38.5%となっています。ハード面の対応とソフト面の対応の両方が必要であると考えられます。

※同性パートナーシップ制度：各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め、証明書を発行する制度

◆◆取り組み内容◆◆

No.	取り組み	内 容	担当課
1	多様な性に関する広報・啓発	多様な性に関する情報を思春期教室などの機会に提供するとともに、講演会等の開催により、正しい理解を促進します。	総務課 健康課
2	性に関する相談の充実	性的少数者からの相談を含め、性に関する悩みについて、保健師やスクールカウンセラー等が相談に応じます。	健康課 学校教育課

◆◆成果目標◆◆

項 目	実績値 (策定時)	数値目標 (見直し前)
LGBTという言葉の認知度 ※	市民：62.9% (25.9%) 大学生：57.9% (53.0%) 中学生：50.7% (11.8%)	市民：80.0% (60.0%) 大学生：(80.0%) 中学生：70.0% (30.0%)
多様な性の理解を促進する啓発物の配布	実施 (未実施)	実施継続 (実施)
同性パートナーシップ制度の導入	未実施 (－)	実施検討 (－)

※意識調査結果

基本施策（1）政策・方針の決定への女性の参画促進

◇◆現状・課題◆◇

- 男女共同参画社会を実現させていくためには、社会の様々な分野において男女が対等に参画し、ともに責任を果たすことが重要です。しかし、政策や方針決定の場面では、まだ女性の参画が十分であるとは言えません。
- 市の審議会等に占める女性委員の割合は 29.3%（前回 30.2%）と低下しています。また、1人以上女性委員が登用されている審議会等は 96.9%（前回 90.6%）と上昇していますが、目標値にはまだ到達しておらず、引き続き女性登用を促進する必要があります。
- 市議会に占める女性議員の割合や管理職に占める女性の割合は高く、このことが市内事業所や市民に良い影響を及ぼすことが期待されています。今後も様々な分野や政策決定過程に女性の意見が反映されるよう、女性の参画を促進する必要があります。

◆◆取り組み内容◆◆

No.	取り組み	内容	担当課
1	女性当事者の意見把握と計画への反映	市で策定、推進する各種計画において、アンケート等を通じ、女性当事者の意見やニーズの把握と計画への反映に努めます。	全課
2	審議会等への女性委員登用の促進	市の審議会等に占める女性委員割合のさらなる向上に努めます。また、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。	全課
3	男女共同参画推進人材データベースの整備・活用	男女共同参画推進人材データベースの充実を図り、審議会等への見識のある市民の登用を推進します。	総務課

◆◆成果目標◆◆

項目	実績値（策定時）	数値目標
市の審議会に占める女性委員の割合	29.3%（30.2%）	37.0%
1人以上女性委員が登用されている審議会等の割合	96.9%（90.6%）	100.0%

基本施策（2）女性のエンパワメントと就労支援

◇◆現状・課題◆◇

- 女性の社会参加を促進するにあたり、就業は大切なものです。「女性活躍推進法」では、「自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること」が一層重要であると記されています。
- 市民調査では、女性の職業と生活設計の考え方について、女性で「結婚出産後もずっと職業を続ける方がよい」が28.8%と最も高く、次いで「結婚出産後も職業を続けるが、パートタイムに切り替えるなど負担を軽くする方がよい」が22.2%となっており、女性の職業を続ける意識が高くなっています。
- 職員アンケートにおいて、女性職員で管理職につくことや昇任することを「望む」は27.0%（前回31.3%）で、「望まない」は32.4%（前回53.4%）、「わからない」が35.1%（前回15.3%）となっており、女性職員が管理職登用を望む割合は低くなっています。その理由として「管理職をつとめる自信がない」が66.7%（前回66.6%）で最も高く、キャリアアップに関する研修などにより、意欲を高めるとともに、仕事と家庭の両立に向けた周囲の理解と環境の整備を促す必要があります。
- 事業所調査では、民間企業における女性の管理職登用への意向として、「本人の能力や意思によって男女の区別なく管理職へ登用したい」「本人の能力や意思によって男女の区別なく管理職へ登用したい」が最も高く66.3%（前回54.0%）で増加していますが、実際の女性管理職の登用割合は14.6%（前回15.7%）で減少しています。
- 事業所調査では、女性の管理職への登用や人材活用にあたっての課題として「家庭生活（家庭、育児、介護等）の負担を考慮する必要がある」が43.4%で最も高く、男性も含めた家庭生活と仕事の両立支援が必要です。また、次いで「女性には長時間の労働や深夜労働をさせにくい」が28.9%、「女性自身が昇進や管理職に就く事を望まず、仕事に消極的である」が21.7%となっており、女性活躍のための支援が必要です。

◆◆取り組み内容◆◆

No.	取り組み	内容	担当課
1	就労に関する 情報提供・相談の充実	ハローワークとの連携や、適性検査の実施により、利用者に合った仕事の情報提供や相談体制を充実させるとともに、子育てや介護に関する情報を提供します。	商工農政課 児童課 高齢福祉課
2	女性の起業支援	起業に関するセミナー等の実施により、女性の起業を支援します。	総務課 商工農政課
3	女性活躍の支援	キャリアアップなどの女性活躍に資するセミナー、研修等を実施します。	総務課 人事秘書課
4	市役所・民間企業における 女性管理職登用の促進	市役所が率先垂範して、女性の管理職の登用を積極的に行うとともに、民間企業における女性管理職の登用を促します。	総務課 人事秘書課
5	女性活躍の取り組みが優良 な企業・事業所の支援	女性の活躍やワーク・ライフ・バランス推進等に積極的に取り組む企業や事業所を評価し、その活動を支援します。	総務課 商工農政課

◆◆成果目標◆◆

項目	実績値 (策定時)	数値目標
女性活躍に向けたセミナー・研修の実施回数	2回 (2回)	4回
市職員の女性管理職の割合（一般行政職）	14.3% (14.8%)	20.0%
えるぼし認定企業・あいち女性輝きカンパニーの事業所数	7事業所 (1事業所)	10事業所

基本目標 3 働き方の改革

基本施策（1）ワーク・ライフ・バランスの推進

◆◆現状・課題◆◆

- 誰もが能力や個性を發揮し、やりがいを感じながら働き、同時に家庭や地域活動に積極的に参画する時間を充実させるため、ワーク・ライフ・バランスの実現が必要です。
- 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度は、中学生調査において9.1%（前回4.9%）となっており、まだまだ低い現状があります。
- 市民調査において、仕事と家庭生活または地域活動について現実の生き方は、『仕事優先』の割合が女性では42.8%（前回40.1%）、男性では72.1%（前回78.6%）となっています。また、『家庭・地域優先』の割合が女性では27.4%（前回32.6%）、男性では4.1%（前回3.9%）となっています。特に男性は仕事を優先し、家庭生活や地域活動に参加できていない現状があります。
- 市民調査では、ワーク・ライフ・バランスを推進することで得られる効果について、「家事・育児などの役割を男性が担いやすくなり、女性の負担が少なくなる」が52.7%（前回50.6%）と最も高く、次いで、「仕事を持つ男女が子どもと関わる時間が増え、安心して子どもを産み育てられる」が51.5%（前回49.9%）となっています。ワーク・ライフ・バランスの実現が少子化等の社会的課題の解決に資するものだと認識されています。
- 事業所調査では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み状況について、「取り組んでいる」が56.6%（前回35.5%）と最も高く、次いで「今後取り組みたいと考えている」が24.1%（前回26.1%）とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みに前向きな事業所が、前回6割以上から8割以上と増加しています。一方で、「ワーク・ライフ・バランスについて知らない」と回答した割合が8.4%（前回17.5%）と減少しており、引き続き啓発が必要です。

『仕事優先』：「家庭生活または地域活動よりも、仕事に専念する」と「家庭生活または地域活動に携わるが、あくまでも仕事を優先させる」を合わせた割合

『家庭・地域優先』：「仕事よりも、家庭生活または地域活動に専念する」と「仕事に携わるが、あくまでも家庭生活または地域活動を優先させる」を合わせた割合

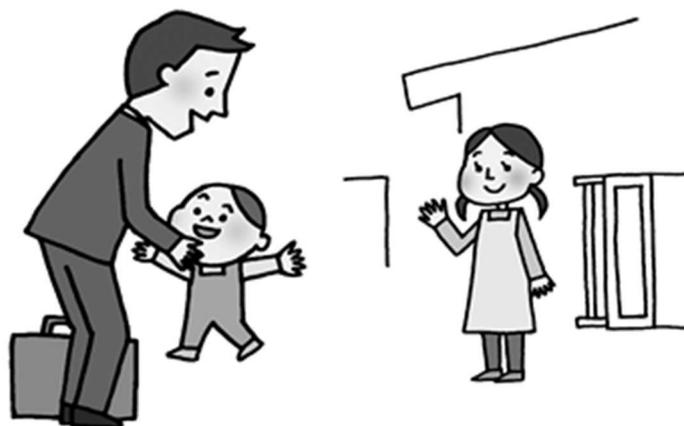
◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を広報紙・ホームページへ掲載するとともに、セミナー等を開催します。	総務課
2	市内企業・事業所への働きかけ	市内企業や事業所に対し、国及び県における労働環境改善に関する施策の情報提供を行います。	商工農政課
3	市役所内のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員の意識を高めるため、市役所内において、ワーク・ライフ・バランスに関する研修や情報提供を行います。	総務課 人事秘書課

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値 (策定時)	数値目標 (見直し前)
「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる（現実）」男性の割合 ※	12.1% (7.7%)	15.0%
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて「取り組んでいる」、「今後、取り組みたいと考えている」とする事業所の割合 ※	80.7% (61.6%)	90.0% (80.0%)

※意識調査結果



◆◆現状・課題◆◆

- 家庭における男女共同参画を実現させるため、男女ともに子育てや家事、介護に積極的に参画し、協力しあうことが大切です。
- 団体ヒアリングにおいて、「20代・30代の若い家庭では協力して子どもを育てる・家庭を運営する意識が随分根付いている。」「学習・体験機会を作って欲しい。」といった声がありました。比較的若い世代には子育てや家庭参画への意識がありますが、幅広い世代への更なる意識啓発等が必要です。
- 市民調査では、望ましい家事分担の在り方として「男女が協力して行う」と回答した割合が「子育て」が82.0%と最も高く、次いで「家事」が80.5%となっています。しかし、現実の分担としてはいずれも「平等に分担」よりも『女性が担当』の割合が高くなっています。
- 市民調査では男性の育児休業の取得について、取得を肯定する割合が全体の84.4%（前回70.6%）と高くなっています。一方で、事業所調査において、育児休業の取得率は女性では93.9%（前回93.6%）と高いですが、男性では30.8%（前回6.0%）と増加しているものの、依然として低いです。男性が育児休業を取得しにくい理由としては、「職場に取りやすい雰囲気がないから」が70.0%と最も高く、次いで「取る仕事上迷惑がかかるから」が60.0%（前回66.8%）となっています。職場全体での意識や雰囲気づくり、代替人員の確保等の仕組みづくりが必要とされています。
- 市民調査において、参加したい講座や講演会のテーマとして、前回は「男女が共同する家事・子育て」が21.6%と最も高くなりましたが、今回は「コミュニケーション能力」が20.5%で関心が高い分野となっています。

『女性が担当』：「すべて女性が担当」と「主に女性が担当、男性は手伝う程度」を合わせた割合
『男性が担当』：「すべて男性が担当」と「主に男性が担当、女性は手伝う程度」を合わせた割合

◆◆取り組み内容◆◆

No.	取り組み	内容	担当課
1	男性の育児休業・介護休業取得の広報・啓発	男性の育児休業や介護休業の取得を促進するため、広報紙やホームページへの掲載、セミナーの開催、市職員への情報提供等を行います。	総務課 人事秘書課
2	勤労世代の男性を対象としたライフプラン講座等の開設	勤労世代の男性を対象に、ライフデザインの参考になる講座やセミナーを開催します。	総務課
3	男性の家事・子育て技術習得の支援	男性が家事・子育てに対する技術を身につけることができるよう、男性も参加しやすい講座・教室を開催します。	健康課 児童課

◆◆成果目標◆◆

項目	実績値 (策定時)	数値目標 (見直し前)
市内事業所における男性の育児休業取得率※	30.8% (6.0%)	50.0% (15.0%)
勤労世代の男性を対象としたライフプラン講座の実施	実施 (未実施)	実施継続 (実施)

※意識調査結果



基本施策（3）働きやすい労働環境の促進

◇◆現状・課題◆◇

- 誰にとっても能力を發揮しやすく、働きやすい職場を作ることで、職場における男女共同参画が実現します。そのために「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの関連法制度の正しい理解が重要です。
- 男女雇用機会均等法の認知度については、市民調査では58.0%（前回62.5%）、中学生調査では11.8%（前回12.5%）となっています。男女雇用機会均等法等の関連法の理解が広がることで働きやすい労働環境が促進されます。
- 市民調査において、女性が働き続けるために必要なことについては、「保育サービス（早朝・延長・休日・夜間・病（後）児・乳児保育）等の整備充実」が64.4%と最も高く、次いで「育児・介護休業制度の充実」が62.4%、「結婚・出産・育児・介護のために退職した場合の再雇用制度の充実」が49.8%となっており、育児休業等の制度や離職後に職場復帰できる制度や保育環境の充実が求められています。また、「女性が働くことに対する家族や周囲の理解と協力」が45.4%、「職場の理解」が44.9%となっており、制度を利用しやすい環境や、女性が働くことへの理解と協力が求められています。
- 市民調査において、全体の78.5%が何らかのセクシュアル・ハラスメントを見聞きしたり、被害に遭うなどの経験をしています。その内容は「容姿について傷つくようなことを言う」が38.0%と最も高く、次いで「女のくせに」「男のくせに」と差別的な言い方をする」が36.8%、「性的な経験、冗談を言ったり、聞いたりする」が35.1%となっています。ハラスメント防止に関する正しい理解を促進することで被害を減らす必要があります。
- 事業所調査において、ハラスメント防止に向けた取り組みについては、「就業規則等にハラスメント防止についての方針を明示している」が69.9%（前回46.9%）と最も高くなっており、次いで「苦情や相談体制の整備をしている」が61.4%（前回46.4%）となっています。一方で、「取り組みはしていない」と回答している事業所は7.2%（前回29.9%）と大幅に減少していますが、ハラスメントの見聞きは増加していることから、引き続きハラスメントの防止を啓発する必要があります。

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	就業に関する法律及び制度等の啓発	男女雇用機会均等法などの労働関連法等の趣旨や内容の周知を行い、遵守を呼びかけるとともに、多様な働き方について啓発します。	商工農政課
2	職場におけるハラスメント防止対策の啓発	市内の企業や事業所に向けて、ハラスメントの防止に関する情報提供を行うとともに、市役所が率先垂範してハラスメントの防止に努めます。	商工農政課 人事秘書課
3	市内事業所等へのポジティブアクションの啓発	市内の企業や事業所へ、男女共同参画実現に向けたポジティブアクションの趣旨や必要性を周知し、実施を呼びかけます。	商工農政課
4	ファミリー・フレンドリー企業の登録促進	仕事と育児・介護の両立を支援するため、ファミリー・フレンドリー企業に登録するメリットについて情報提供を行い、登録を促進します。	

◇◆成果目標◆◇

項 目	実績値 (策定時)	数値目標 (見直し前)
就業規則にハラスメント防止について方針を示している事業所の割合 ※	69.9% (46.9%)	80.0% (60.0%)
市内のファミリー・フレンドリー企業登録数	9 社 (6 社)	12 社 (10 社)

※意識調査結果

基本目標 4 地域における男女共同参画推進

基本施策（1）男女共同参画に取り組む団体の育成

◇◆現状・課題◆◇

- 男女共同参画社会を実現するためには、市民団体による地域に根ざした活動が重要です。
- 地域活動や団体活動を通じて、地域力の向上、多様な地域課題の解決をするだけでなく、男女共同参画の視点を加えることで、誰もが自分らしく輝ける環境を整えていく必要があります。
- 本市では、男女共同参画関連団体とアドバイザーからなる男女共同参画連絡会を開催し、団体の現状や抱えている課題等を共有するとともに、各団体の男女共同参画に関する理解を深めています。
- 団体ヒアリングによると、活動人員や資金の不足を課題とする団体が多くなっています。また、他団体との連携を希望する意向もあり、連携による課題解決が期待されています。
- 団体ヒアリングによると、男女共同参画に関する活動を進めるにあたって、「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を支援する環境の整備」や「学校等における男女平等教育の推進」を求める声が多くありました。

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	団体間の連携支援	男女共同参画に関する取り組みを行う団体同士の連携を支援するために、男女共同参画連絡会等を開催し、各団体の現状や課題の共有を促します。	総務課
2	団体への情報提供	男女共同参画に関する取り組みを行う団体に対し、男女共同参画に関する知識や社会情勢などの情報を提供します。	
3	団体の活動支援	男女共同参画に関する取り組みを行う団体に対し、補助金の積極的活用を促したり、事業を共催することにより、活動の活性化を図ります。	

◇◆成果目標◆◇

項 目	実績値 (策定時)	数値目標 (見直し前)
男女共同参画連絡会の参加団体数	9 団体 (11 団体)	15 団体
補助金を活用し、男女共同参画社会の実現に資する取り組みを行った団体数	2 団体 (2 団体)	4 団体

基本施策（2）市民活動・地域活動への参画促進

◆◆現状・課題◆◆

- 男女共同参画社会の実現には、家庭や職場だけでなく、生活に密着した地域活動に誰もが参画することが重要であり、これまでのしきたりや慣行からの脱却が必要です。
- 市民調査において、「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる」ことが望ましいと考える割合が42.4%を占める一方で、現実には12.2%しか両立できていないという現状があります。
- 市民調査において、地域活動の場での男女の地位の平等感については、『男性優遇』が36.3%（前回42.5%）となっており、依然として高いことから、地域レベルでの男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが必要です。
- 団体ヒアリングによると、「自治会大役は女性比率を年々上昇させ現在半数が女性である」「輪番制で区別なくやっている」という声がある一方で、「学校のPTA、自治会長は男性ばかり」「町内会活動は一番役割分担意識が強く残っているように思う」という意見もあり、地域活動における男女共同参画の状況には差が見られます。

『男性優遇』：「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	市民活動・地域活動の情報提供	様々な活動への参加を促進するために、市民活動や地域活動に関する情報を広報紙・ホームページに掲載します。	全課
2	行事に参加しやすい環境の整備	行事に誰もが参加しやすくなるよう、日時、場所、託児環境の確保などについて配慮します。	
3	市民活動団体に対する支援	団体の活動の活性化を図るため、市民活動団体に対し、協働のまちづくり事業補助金の交付や、市民活動相談等を実施します。	総務課

◇◆成果目標◆◇

項 目	実績値	数値目標 (見直し前)
地域活動における男女の地位を「平等」とする割合 ※	市民：29.0% 市民：(25.5%)	市民：40.0%
市民活動登録団体数	35 団体 (36 団体)	60 団体

※意識調査結果

基本施策（1）DVの予防・啓発

◇◆現状・課題◆◇

- DVはあってはならないものであり、重大な人権侵害です。市民調査によると、本市のDV被害経験者は9.8%（前回32.5%）と大幅に改善しています。しかし、DV被害があった方の中で「命の危険を感じる、医師の治療が必要となる程度の暴行を受ける」という重大な暴力の被害の回答（「何度もあった」と「1、2度あった」を合わせた割合）は12.5%となっており、DV被害者を生まないように、予防と啓発が重要です。
- 中学生調査によると、男女交際において「メールやSNS等の返信が遅いといつも怒る」、「だれとどこに行ったのかしつこく聞く」（28.0%）や、「言うことを聞かないと不機嫌になる」（23.2%）といった行為を「別に変だと思わない」と感じる割合が2割以上みられます。これらはデートDVに該当するにもかかわらず、違和感を持たない中学生が存在するため、若い世代に対するDVやデートDVに関する正しい知識の啓発が必要です。
- 団体ヒアリングによると、「周りがいち早く気付けるように虐待やDVに関しての啓発や研修の継続」を求める声があり、どのようなことが虐待やDVにあたるのか、また、被害を受けた際にはどのような対応をとればよいのかを周知することが必要です。
- 市民調査において、女性でDV被害の割合が高いものの、男性でも「大声でどなられる」や「何を言っても無視される」といった被害者がみられます。
- 職員アンケートにおいて、市民からのDVの相談を受けた経験がある割合は19.9%（前回17.5%）となっています。その際の困りごとについては、「どこの専門機関につながればいいかわからなかった」が0%（前回21.2%）と解消され、DV事案庁内対応ガイドブック等による啓発効果がみられました。しかし、「緊急性などの判断に迷った」との回答が55.6%で半数の職員が迷う状況があります。対応部署へつなぎ、速やかな対応ができる環境を整える必要があります。

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内容	担当課
1	DV・デートDVに関する正しい知識の周知・啓発	DVやデートDVに関する啓発資料の掲示、広報紙やホームページへの掲載、セミナーの開催等とともに、教育現場での周知や啓発を行います。	総務課 健康課 学校教育課
2	男性DV被害者向けの啓発	男性のDV被害者の存在や被害を受けた場合の相談先を広報紙・ホームページに掲載します。	総務課
3	DV被害の早期発見・関係機関との連携強化	DV対策庁内連絡会議において、関係各課の連携を図るとともに、庁内におけるDV事案対応のガイドブックに従い対応します。	全課

◇◆成果目標◆◇

項目	実績値 (策定時)	数値目標 (見直し前)
DV被害者の割合 ※	市民：9.8% 大学生：1.3% (市民：32.5%) (大学生：17.0%)	市民：6% (市民：25.0%) (大学生：10.0%)
デートDVという言葉を知っているとする割合 ※	中学生：14.3% (中学生：6.3%)	中学生：20.0%
DV事案庁内対応ガイドブックの作成	実施 (未実施)	実施継続 (実施)

※意識調査結果

基本施策（２）DV被害者への支援

◇◆現状・課題◆◇

- DV被害者への支援では、安全の確保と自立支援が大切になります。そのため、専門スタッフによる相談対応や一時保護などにより、被害者を支えていく必要があります。
- 団体ヒアリングによると、「市が設置する相談体制は整っている。一般の方への周知を強化するとよい」という声がありました。相談窓口を身近に感じ、小さなことでも相談できるよう、相談窓口等の周知が重要です。
- 市民調査では、DVを受けた場合の相談の有無については、「相談できなかった」「相談しようと思わなかった」を合わせた割合が女性で23.3%、男性で38.5%となっており、男性被害者が相談しにくい現状があります。
- 市民調査では「相談できなかった」「相談しようと思わなかった」理由として、「誰（どこ）に相談してよいかわからないから」が40.5%と最も高くなっています。次いで「相談しても無駄だと思うから」が30.2%となっており、相談の重要性が認識されていないことがわかります。相談しやすい環境づくりと相談窓口の周知が必要です。
- DV被害者が被害にあった背景や、被害者自身の身体や精神の状態、家族との関係等は様々であるため、それぞれの実情にあった支援が重要です。
- 再犯防止の観点から、加害者支援の必要性も高まっています。

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	D V 被害者相談体制の充実	相談窓口の周知に努めるとともに、専門スタッフによる対応により社会的資源へとつなげます。	家庭支援課
2	D V 被害者の自立支援	D V 被害者が安全に自立した生活を送ることができるよう個々に応じたプランを作成し、支援を行います。	
3	D V 被害者の安全確保	関係機関と連携し、母子生活支援施設やシェルターにおいてD V 被害者の安全を確保します。	

◇◆成果目標◆◇

項 目	実績値 (策定時)	数値目標 (見直し前)
D V 被害を受けた場合に相談した（相談するつもりである）人の割合 ※	市民：67.6% (市民：56.2%) 大学生：64.5% (大学生：73.0%)	市民：80.0% (市民：70.0%) (大学生：90.0%)
D V 相談従事者の研修・セミナー受講率	75.0% (42.9%)	100.0%

※意識調査結果

基本目標 6 安心で快適な環境整備

基本施策（1）子育て・介護がしやすい環境の整備

◇◆現状・課題◆◇

- 職業を持つ女性が増え、共働きの家庭が増加しています。このような背景により、保育サービスや介護サービスの需要が高まっています。
- 本市では「北名古屋子ども子育て支援事業計画」「北名古屋介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づき、保育サービスや高齢者福祉・介護サービスの充実に努め、特に保育環境の確保には力を入れています。
- 市民調査において、今後、市が男女共同参画のまちづくりのために重点的に取り組むべきこととして、「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を支援する環境（保育・介護サービスなど）を整備すること」が29.8%と最も高くなっています。
- 市民調査において、少子化の原因について「教育にお金がかかる」が62.2%と最も高く、次いで「経済的に余裕がない」が60.5%、「仕事との両立が困難」が52.0%、「保育園など子育てを支援する環境が不十分」36.3%となっており、経済的な負担とともに、職場環境や子育て環境の需要が高くなっています。
- 事業所調査において、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスを推進するために、市に期待することとして、「保育施設や保育サービスを充実させる」が42.2%と最も高く、次いで「高齢者や病人のための施設や介護サービスを充実させる」が38.6%となっています。
- 団体ヒアリングでは「地域でのセーフティーネットがますます大切となってくる」という声がありました。母親のみの孤立した育児が社会問題となっており、身近な地域での相談や交流の場を提供する必要があります。

◆◆取り組み内容◆◆

No.	取り組み	内容	担当課
1	多様な市民ニーズを反映させた保育サービスの充実	通常保育に加え、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児等の市民の多様なニーズを踏まえ、保育サービスの充実を図ります。	児童課
2	子育て支援事業の充実	子育てをしている市民を支援するために、児童館、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、児童クラブを充実させます。	
3	子育てに関する相談の充実	子育てに関する様々な不安を解消できるよう専門スタッフが相談に応じます。	
4	ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭でも安心して子育てができるよう、相談窓口を設置しています。また、自立に向けた各種支援事業や給付金制度の周知を行います。	家庭支援課
5	介護サービスの充実	利用可能なサービスを充実させ、利用者に合わせた介護を提案します。また、介護負担を軽減するため、家族介護者の支援にも努めます。	高齢福祉課

◆◆成果目標◆◆

項目	実績値 (策定時)	数値目標 (見直し前)
保育園における待機児童数 (各年4月1日時点)	0人 (0人)	0人
ファミリー・サポート・センター援助会員数	215人 (177人)	250人 (200人)
家族介護者支援教室の参加者数	45人 (72人)	100人

基本施策（2）男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

◇◆現状・課題◆◇

- 東日本大震災などの過去の災害では、避難所において授乳や着替えをする場所が確保されていないなど、災害対策における女性の視点の欠如が明らかになりました。また、「女性だから」という理由で食事準備や清掃等の固定的な役割を割り振られるという事例がありました。
- 2013年5月に、内閣府男女共同参画局から、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針」が打ち出されました。防災対策などの計画段階から女性の意見を取り入れ、発災後から復旧段階に至るまで、女性への配慮を行うことが必要とされています。
- 団体ヒアリングによると、「女性視点の防災意識は不可欠である」「避難計画の作成・避難所運営などに女性が加わって欲しい」という声がありました。非常時だからこそ平時では気付かない配慮が必要になるため、様々な視点からの災害時対策を進めていくことが重要です。
- 市民調査では、防災活動において必要な取り組みとして、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、防犯対策等）」が78.5%と最も高く、次いで「乳幼児、高齢者、病人、女性（女性用品等）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が70.2%となっています。また、「対策本部に女性が配置され、対策に男女双方の視点が入ること」が54.4%、「避難所の運営の責任者に女性が配置され、被災者対応に男女双方の視点が入ること」が47.3%と約半数がその必要性を認めています。災害時のハード面の整備はもちろん、ソフト面でも女性の視点を取り入れる必要があります。

◇◆取り組み内容◆◇

No.	取り組み	内 容	担当課
1	男女の視点を取り入れた 防災計画の推進	防災会議において女性委員を登用することで、女性の意見を市の防災・災害時対策に反映させます。	防災交通課
2	男女の視点を取り入れた 避難所運営・環境の整備	避難所での生活に関し、男女双方の人権を尊重しつつ安心・安全を確保するための運営が行われるよう対策を講じます。	
3	男女が共に参加する 地域防災活動の促進	町内会・自主防災会等の地域防災組織において、積極的に女性の参画を促進します。	

◇◆成果目標◆◇

項 目	実績値 (策定時)	数値目標 (見直し前)
防災会議に占める女性委員の割合	17.2% (11.1%)	35.0%
女性消防団員の加入者数	11人 (11人)	20人

基本施策（3）こころとからだの健康づくり支援

◇◆現状・課題◆◇

- こころもからだもいきいきと健康な生活を送るために、各種検診・健診、相談体制を充実させるとともに、市民と協働しながら健康づくり活動を行う必要があります。
- 女性は、妊娠や出産など各ライフステージにおける大きな心身の変化に直面することがあります。男女それぞれに特有の健康上の課題や、病気などもあることから、男女がお互いの身体の違いを十分に理解し、相手に対して思いやりをもつことが重要です。
- 市民調査において、今後、市が男女共同参画のまちづくりのために重点的に取り組むべきこととして、「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を支援する環境（保育・介護サービスなど）を整備すること」が 29.8%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活等の両立ができるよう企業に働きかけること」が 22.2%、「心と体の健康管理など生涯を通じた心身の健康づくりを支援する」が 19.5%となっています。ワーク・ライフ・バランスや職業と家庭の両立のための施策や健康に向けた性別や年代ごとのニーズの違いを汲み取った支援が必要です。
- 中学生調査において、健康を保つことの重要性については 86.6%が「大切である」と答えています。若い世代から健康に対する意識が高く、健康に関する情報の提供などが求められています。

◆◆取り組み内容◆◆

No.	取り組み	内 容	担当課
1	各種検診・健診の実施	生活習慣病及び男性、女性特有の疾病の予防と早期発見のため、各種検診や健診を実施します。	健康課
2	こころとからだに関する相談の充実	健康問題で不安がある市民が気軽に相談できるよう、成人健康相談、こころの健康相談の充実を図ります。	
3	ライフステージに応じた支援	妊娠、出産、子育てのライフステージに合わせた支援事業、思春期教室、パパママ教室、赤ちゃん訪問、育児相談等を推進します。	
4	健康に関する正しい知識の広報・啓発	市民のニーズを踏まえ、健康に関する様々なテーマで健康教室を開催し、正しい知識の提供を行います。	
5	市民の主体的な健康づくり活動の支援	18歳以上の市民の中から健康づくり推進員を募集し、地域における健康増進活動を推進します。	

◆◆成果目標◆◆

項 目	実績値 (策定時)	数値目標 (見直し前)
特定健康診査の受診率	36.9% (34.7%)	50.0%
乳がん検診の受診率	9.0% (21.4%)	50.0%
子宮がん検診の受診率	9.3% (22.0%)	50.0%
赤ちゃん訪問事業の訪問率	95.0% (95.6%)	100.0%

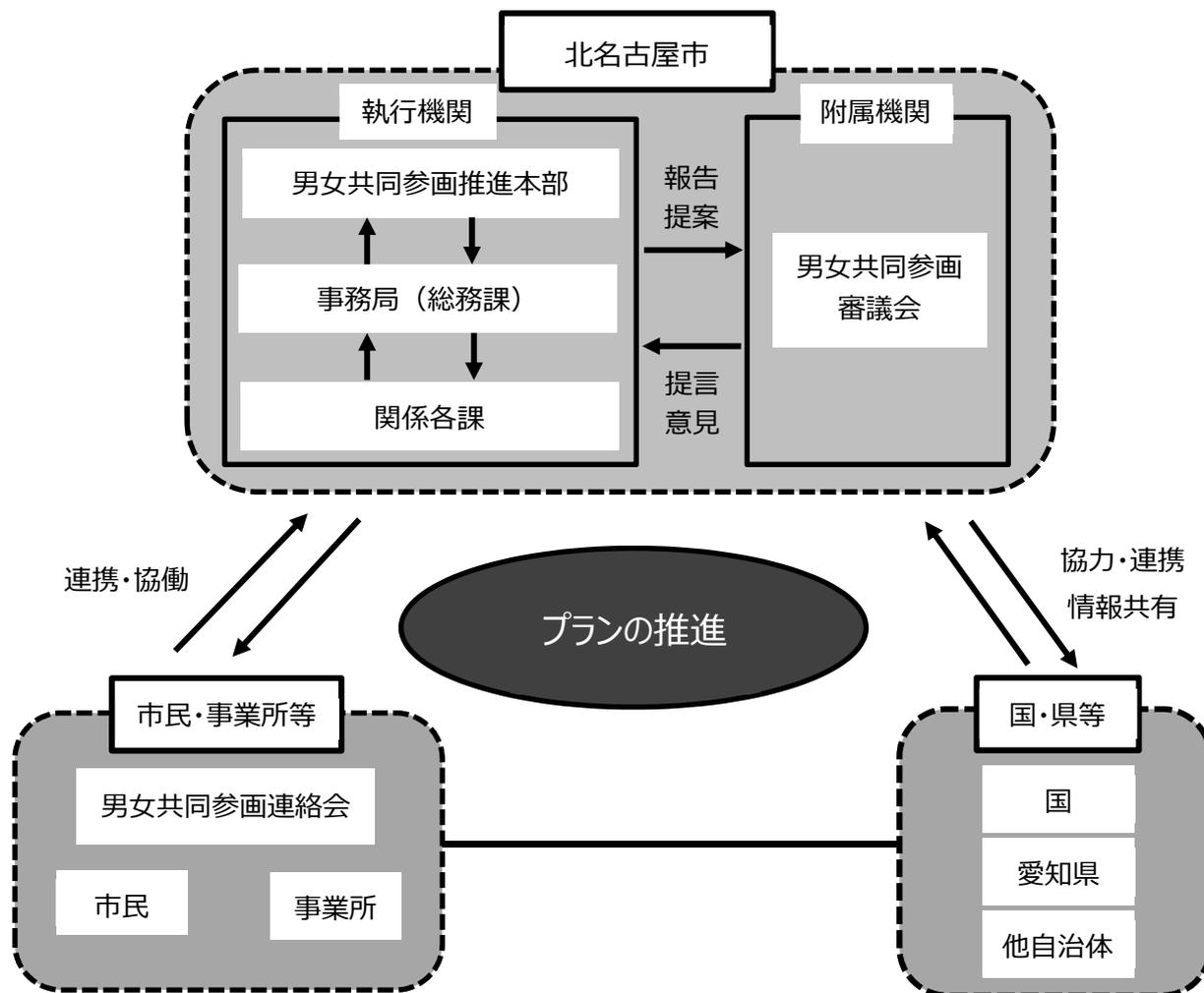




第 6 章 プランの推進



(1) プランの推進体制



○市民・関係団体等と連携した推進

市民自らが家庭や地域、職場などあらゆる場面において男女共同参画社会の実現に向けた行動をとることができるよう、広報・啓発を進めます。また、男女共同参画の推進に協力する団体の育成やネットワークづくりを進め、市民と行政との協働によりプランを推進します。

○国・県・近隣自治体との連携

プランの推進にあたっては、国や県、近隣自治体などと協力や連携を図ります。

○市内推進体制の整備・充実

市内推進組織である北名古屋市男女共同参画推進本部が中心となり、全庁の連携を強化し、男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的にプランを推進します。また、すべての市職員が男女共同参画の視点を持って事業に取り組めるよう研修を充実させます。

(2) プランの進捗管理

担当課による事業報告を通じて進捗状況を管理していきます。推進の状況は「北名古屋市男女共同参画審議会」に報告し、意見を求め、各担当課にフィードバックすることで施策の改善等に活かしていきます。



(3) 成果目標

基本施策ごとに客観的な成果目標の達成度を確認していきます。

基本目標 1 男女共同参画意識の醸成

項目	実績値 (当初)	数値目標 (見直し前)
男女共同参画社会についての情報を得る機会が「ほとんどない」、「あまりない」とする割合 ※	71.2% (77.1%)	65.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」とする割合 ※	54.2% (36.6%)	60.0% (50.0%)
男女混合名簿を導入している小中学校数（併用を含む）	14校 (6校)	16校 (10校)
学校における男女の地位を「平等」とする割合 ※	中学生：55.8% (54.0%)	中学生：60.0%
LGBTという言葉の認知度 ※	市民：62.9% (25.9%) 大学生：57.9% (53.0%) 中学生：50.7% (11.8%)	市民：80.0% (60.0%) 大学生：(80.0%) 中学生：70.0% (30.0%)
多様な性の理解を促進する啓発物の配布	実施 (未実施)	実施継続 (実施)
同性パートナーシップ制度の導入	未実施 (－)	実施検討 (－)

※意識調査結果

基本目標 2 女性の活躍推進【女性活躍推進計画】

項目	実績値（策定時）	数値目標 (見直し前)
市の審議会に占める女性委員の割合	29.3% (30.2%)	37.0%
1人以上女性委員が登用されている審議会等の割合	96.9% (90.6%)	100.0%
女性活躍に向けたセミナー・研修の実施回数	2回 (2回)	4回
市職員の女性管理職の割合（一般行政職）	14.3% (14.8%)	20.0%
えるぼし認定企業・あいち女性輝きカンパニーの事業所数	7事業所 (1事業所)	10事業所

基本目標3 働き方の改革

項目	実績値 (策定時)	数値目標 (見直し前)
「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる（現実）」男性の割合 ※	12.1% (7.7%)	15.0%
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて「取り組んでいる」、「今後、取り組みたいと考えている」とする事業所の割合 ※	80.7% (61.6%)	90.0% (80.0%)
市内事業所における男性の育児休業取得率※	30.8% (6.0%)	50.0% (15.0%)
勤労世代の男性を対象としたライフプラン講座の実施	実施 (未実施)	実施継続 (実施)
就業規則にハラスメント防止について方針を示している事業所の割合 ※	69.9% (46.9%)	80% (60.0%)
市内のファミリー・フレンドリー企業登録数	9社 (6社)	12社 (10社)

※意識調査結果

基本目標4 地域における男女共同参画

項目	実績値 (策定時)	数値目標 (見直し前)
男女共同参画連絡会の参加団体数	9団体 (11団体)	15団体
補助金を活用し、男女共同参画社会の実現に資する取り組みを行った団体数	2団体 (2団体)	4団体
地域活動における男女の地位を「平等」とする割合 ※	市民：29.0% 市民：(25.5%)	市民：40.0%
市民活動登録団体数	35団体 (36団体)	60団体

※意識調査結果

基本目標5 DVの根絶【DV対策基本計画】

項目	実績値 (策定時)	数値目標 (見直し前)
DV被害者の割合 ※	市民：9.8% (市民：32.5%) 大学生：1.3% (大学生：17.0%)	市民：6% (市民：25.0%) (大学生：10.0%)
デートDVという言葉を知っているとする割合 ※	中学生：14.3% (中学生：6.3%)	中学生：20.0%
DV事案庁内対応ガイドブックの作成	実施 (未実施)	実施継続 (実施)
DV被害を受けた場合に相談した（相談するつもりである）人の割合 ※	市民：67.6% (市民：56.2%) 大学生：64.5% (大学生：73.0%)	市民：80.0% (市民：70.0%) (大学生：90.0%)
DV相談従事者の研修・セミナー受講率	75.0% (42.9%)	100.0%

※意識調査結果

基本目標6 安心して快適な環境整備

項目	実績値 (策定時)	数値目標 (見直し前)
保育園における待機児童数 (各年4月1日時点)	0人 (0人)	0人
ファミリー・サポート・センター援助会員数	215人 (177人)	250人 (200人)
家族介護者支援教室の参加者数	45人 (72人)	100人
防災会議に占める女性委員の割合	17.2% (11.1%)	35.0%
女性消防団員の加入者数	11人 (11人)	20人
特定健康診査の受診率	36.9% (34.7%)	50.0%
乳がん検診の受診率	9.0% (21.4%)	50.0%
子宮がん検診の受診率	9.3% (22.0%)	50.0%
赤ちゃん訪問事業の訪問率	95.0% (95.6%)	100.0%



參考資料



資料① プランの策定経過

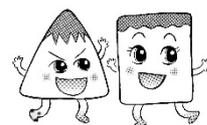
令和4年	
3月17日	令和3年度第2回男女共同参画審議会 ・第2次北名古屋市男女共同参画プラン中間見直しに伴う市民意識調査の審議
6月1日	男女共同参画意識調査の実施（市民・中学生・事業所）（～30日）
7月12日	令和4年度第1回男女共同参画推進本部会議 ・第2次男女共同参画プラン中間見直しについて（見直し方法、スケジュール等）の審議
7月21日	令和4年度第1回男女共同参画審議会 ・第2次男女共同参画プラン中間見直しについて（見直し方法、スケジュール等）の審議
8月15日	団体ヒアリング実施（～11月18日）
8月23日	職員アンケート実施（～30日）
12月6日	市役所関係各課からの意見聴取実施（～13日）
12月20日	令和4年度第2回男女共同参画推進本部会議 ・男女共同参画意識調査結果報告 ・第2次北名古屋市男女共同参画プラン中間見直し素案の審議
12月27日	令和4年度第2回男女共同参画審議会 第2次北名古屋市男女共同参画プラン中間見直しに関する諮問 ・男女共同参画意識調査結果報告 ・第2次北名古屋市男女共同参画プラン中間見直し素案の審議
令和5年	
1月4日	パブリックコメント実施（～2月7日）
2月17日	市役所関係各課からの意見聴取実施（～24日）
2月28日	令和4年度第3回男女共同参画推進本部会議 ・第2次北名古屋市男女共同参画プラン中間見直し最終案の審議
3月7日	令和4年度第3回男女共同参画審議会 ・第2次北名古屋市男女共同参画プラン中間見直し最終案の審議 ・男女共同参画審議会会長からの答申
3月14日	令和4年度第4回男女共同参画推進本部会議 ・第2次北名古屋市男女共同参画プラン中間見直し決定

資料② 北名古屋市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和3年10月1日から令和5年9月30日まで

(令和5年3月1日現在 敬称略)

役職	氏名	委員区分	備考
会長	大口 有紀	女性団体代表	
副会長	横井 優太	学識経験者	
	金森 淑英	学識経験者	
	小林 結加里	公募委員	
	酒井 知子	地域代表	
	杉山 良子	企業代表	
	関山 雄次	企業代表	
	徳永 敏枝	学識経験者	
	日置 雅子	学識経験者	
	本田 昭見	学識経験者	令和4年4月25日から
	水野 茂雄	公募委員	
	山田 克嗣	教育関係者	令和4年4月1日から
	栗木 清章	学識経験者	旧委員 令和4年4月24日まで
	小出 泰司	教育関係者	旧委員 令和4年3月31日まで



第2次北名古屋市男女共同参画プラン【中間見直し版】

発行 北名古屋市
編集 北名古屋市 総務部 総務課
〒481-8531
愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地
電話番号 0568-22-1111 (代表)
FAX 番号 0568-25-1800
E-mail katudo@city.kitanagoya.lg.jp
発行年月 令和5年3月

